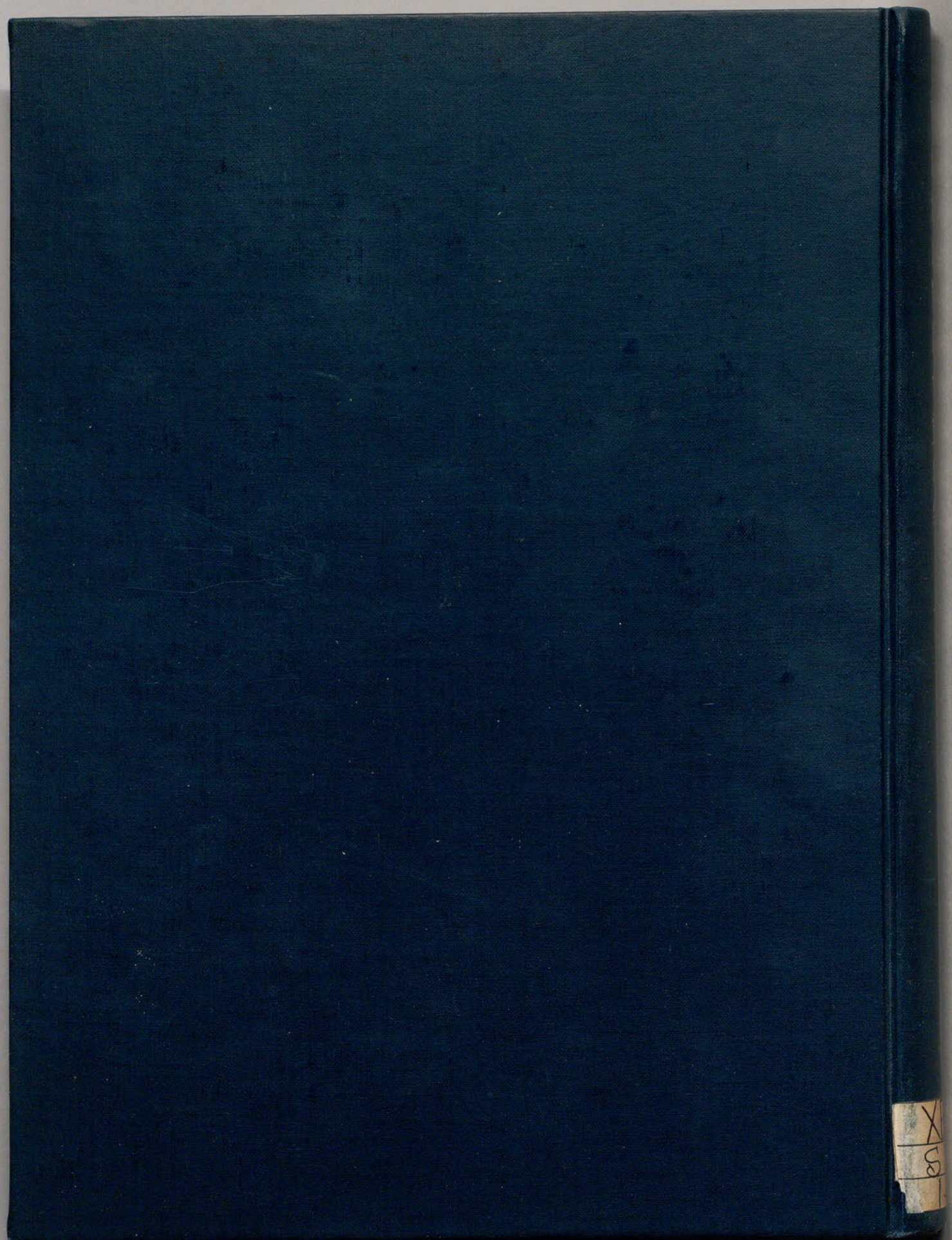
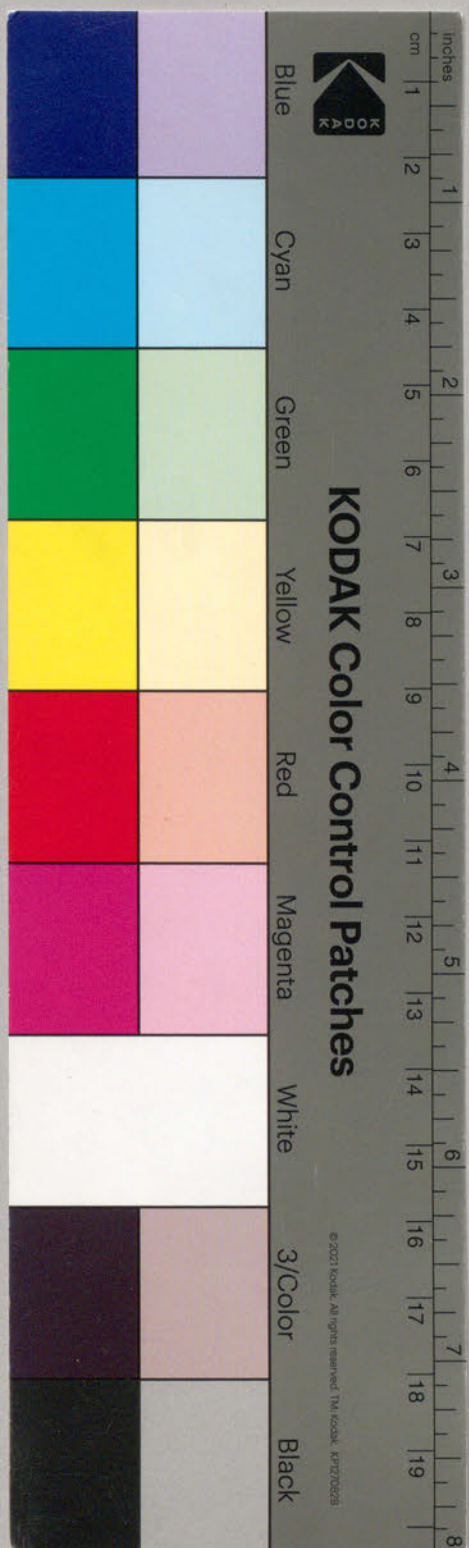




XB230

S12

1b

(昭二一、八、九刑別印)



第一 検察庁は、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁及び区検察庁（簡易裁判所に対応するもの）とすること。

司法大臣は、地方検察庁の事務の一部を取扱はしむるため、支部を設けることができるとすること。

第二 検察庁に検事を置くこととする。

地方検察庁及び区検察庁には副検事を置くことができることとする。

第三 検事及び副検事は捜査及び公訴を実行し、刑事裁判の執行を指揮し、その他必要な事項について法令の定める職務を行ふとすること。

第四 最高検察庁の検事は最高裁判所の管轄に属する事項、高等検察庁の検事は高等裁判所の管轄に属する事項、地方検察庁の検事及び副検事は地方裁判所の管轄に属する事項、区検察庁の検事及び副検事は簡易裁判所の管轄に属する事項についてその職務を行ふとすること。司法大臣は地方裁判所の管轄に属する事項であつて合議によらないで裁判をすることができると及び簡易裁判所の管轄に属する事項についての検事の



- 195 -

XB230
S 12
1 f

職務をその庁の検察補佐官又は司法官試補をして取扱はしめることができることとする。司法大臣は簡易裁判所の管轄に属する事項について当分の間その庁所在地の検察官をして検事の職務を取扱はしめることができることとする。

第五 最高検察庁に検事総長、高等検察庁に検事長、地方検察庁に検事正を置くこと。

検事二人以上をおいた支部又は区検察庁においては、その一人を上席検事とすること。

第六 検事総長は最高検察庁の長、検事長は高等検察庁の長、検事正は地方検察庁の長となり、その庁の行政事務を掌るとすること。

支部若しくは区検察庁の一人の検事又は上席検事は検事正の命を受けてその庁の行政事務を掌るとすること。

第七 検察庁の設置及び管轄区域は別に法律でこれを定めるとすること。

第八 検事は左の者よりこれを任用することとする。

一、司法官試補として二年以上裁判所、検察庁及び弁護士会において実務を修習し且つ考試を経た者、

二、弁護士の資格を有する者、

三、三年以上帝国大学令又は大学令による大学において法律学の教授若しくは助教授たりし

者又は専任教員として法律学の教授を担当した者、

四、高等試験に合格した者で三年以上二級の内閣事務官、各省事務官又は地方事務官であつた者

五、三年以上副検事であつた者

前項第二号乃至第五号に規定した各職の在職年数は、これを通算すること。

第九 副検事は左の者より命令の定める委員会の銓衡を経てこれを任用することとする。

一、三年以上二級の検察補佐官であつた者

二、三年以上二級地方事務官として庁府県の警察官であつた者

三、三年以上二級の内閣事務官、各省事務官又は地方事務官であつた者

四、高等試験に合格した者

前項に規定した各職の在職年数はこれを通算すること。

三級の検察補佐官であつた者、三級地方事務官として庁府県の警察官であつた者又は三級の内閣事務官、各省事務官若しくは地方事務官であつた者についてはその在職年数の半数を第一項各職の在職年数に通算することができることとする。

第十 左の各号の一に該当する者は検事又は副検事に任ぜられることができないこととする。

と。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 懲戒の処分若しくは第十七の規定による審査会の決議によつて免官若しくは退官となつた者又は弁護士法によつて除名された者であつて免官若しくは退官又は除名後五年を経過しない者

三 禁治産者及び準禁治産者

四 破産者にして復権を得ない者

第十一 検事は親任、一級又は二級とすること

検事総長は親任、検事をもつて内閣これを補するとすること。

検事長及び検事正は一級検事をもつてその他の検事の職は一級又は二級検事をもつて司法大臣これを補するとすること。

副検事は二級とし、その職は司法大臣これを補するとすること。

第十二 司法大臣は新任の検事を一時予備検事として地方検察庁又は区検察庁に勤務させることができることとする。

第十三 検事及び副検事は在職中左の諸件をなすことができないとすること。

一 公衆政事に関係すること。

二 政党の党員又は政社の社員となること。

三 国会又は都道府県市町村の議会の議員となること。

四 商業を営み又は営利を目的とする法人の役員となること。

第十四 検事総長の任期は四年とし再任を妨げないこと。

第十五 一級検事が年齢六十五年に達したとき、二級検事又は副検事が年齢六十年に達したときは各退官とすることとする。

第十六 検事又は副検事が禁錮以上の刑に処せられたときはその官を失ふとすること。

第十七 検事は刑法の宣告、懲戒の処分その他職務を不当に行ひ又は行はざる場合に特に設けたる委員会の議を経るにあらざれば、その意に反して罷免せらるることなし。

備考

原案第十七、検事又は副検事が疾病その他の事由によりその職務をとるに適さなくなつた場合には、審査会の決議により退官を命ずることができることとする。

前項の審査会に関する事項は別に法律で定めるとすること。

原案第十八、前三項の場合を除いては検事又は副検事は公の弾劾又は懲戒の処分によらなければその意に反して免官又は転官されることがないとする。

とありたるを右の如くに修正。

第十八 検察庁に検察補佐官を置くこと。

検察補佐官は二級又は三級とすること。

検察補佐官は検事及び副検事の補佐としてその指揮をうけ捜査に従事とすること。前項のほか検察補佐官は審問に立会ひ書類記録を翻製保管し、上官の指揮をうけて検察庁の庶務を掌り、その他法令の定める事務を取扱ふとすること。

第十九 二級検察補佐官は命令の定めるところにより考試又は銓衡をへて、司法大臣これを任じ及びこれを補すること。

三級検察補佐官は司法大臣の定めるところにより、考試又は銓衡をへて、最高検察庁においては検事総長、高等検察庁においては検事長、地方検察庁及びその管轄区域内の検察庁においては検事正これを任じ及びこれを補すること。

第二十 検察庁に通訳官を置くことができること。

通訳官は二級又は三級とすること。

通訳官の職は司法大臣これを補すること。

第二十一 検察庁に鑑識官を置くことができること。

鑑識官は二級又は三級とすること。

鑑識官の職は司法大司これを補すること。

第二十二 司法大臣は捜査及び公訴の実行について検事及び副検事を指揮すること。検事総長以外の検事及び副検事に対する前項の指揮は検事総長を経由してこれを行うとすること。

第二十三 検事総長、検事長及び検事正は各その庁及び管轄区域内の検事及び副検事を指揮する。但し最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁のその他の検事は事務取扱につき、何等の事件に拘らず特別の許可を受けずしてその庁の長を代理する権を有すること。

第二十四 検事総長、検事長及び検事正は各その庁及び管轄区域内の検察庁においてある検事又は副検事の取扱ふべき事務を自ら取扱ひ又はこれを他の検事又は副検事に移すことができること。

第二十五 区検察庁の上席検事又は一人の検事はその庁の副検事を指揮するとすること。

第二十六 検事又は副検事は司法警察官又はその職務を行ふ者を指揮するとすること。

司法省又は地方検察庁は内務省又は庁府県と協議して庁府県の警察官中各地方検察庁の管轄区域内において司法警察官として勤務し、常時前項の指揮を受け及びこれを行するものを定めるとすること。

第二十七 司法大臣は検察庁を監督するとすること。

第二十八 検事総長、検事長及び検事正は各その庁及び管轄区域内の検察庁を監督するとすること。

支部又は区検察庁の上席検事又は一人の検事は各その庁を監督するとすること。

第二十九 検事総長、検事長及び検事正は各その庁及び管轄区域内の検察庁の検事をして監督事務の一部を取扱はしめることができることとする。

第三十 検事総長、検事長、検事正又は支部若しくは区検察庁の上席検事に差支へあるときは各その庁の検事は、司法大臣の定めたる席次の順序に依りこれを代理するとすること。

検事一人の支部若しくは区検察庁の検事に差支へあるときはその庁を監督する検事正

は、その職務を代理する者を命ずるとすること。

第三十一 司法警察官及びその職務を行ふ者に対する監督は前四条の例に依るものとする。

第三十二 検察庁の事務取扱の延滞又は不適當な職務若しくは処分に対しては利害關係人は直近上級の監督官庁に抗告することができる。但し裁判所に於て取消又は変更を命ずることができる検事又は副検事の処分はこの限りでないこととする。

抗告は原検察庁を経由して書面を以てこれをするとすること。

第三十三 抗告に対する処分は抗告申立人に通知するとすること。

第三十四 検察庁の事務章程は司法大臣がこれを定めるとすること。

昭和二十一年八月十二日第二回総会（第四回）における決議事項により修正を為したる
新印刷

第一 最高裁判所

一 裁判官

(一) 定員（憲法改正草案第七十五条第一項参照）

裁判官の定員は十五人とし、内一人を長官とすること。

(二) 任用資格

裁判官の内少くとも十人は左の資格を有する者の中から任命することを要するものとする。

(イ) 十年以上高等裁判所又は地方裁判所の裁判官（判事補を除く）の職にあつた者

(ロ) 二十年以上検事の職にあつた者

(ハ) 二十年以上弁護士の実務に従事した者

(ニ) 二十年以上帝国大学令又は大学令による大学に於て法律学の教授、助教授又は専任教員の職にあつた者

(ホ) 右に列記した職の二以上に在職し、その年数を通算して二十年以上の者

司法官試補又は弁護士試補として実務を修習し且つ考試を経た者で前記の(イ)乃至(ロ)に掲げる職にあつた者については、簡易裁判所の裁判官、判事補、最高裁判所調査官、下級裁判所調査官又は司法事務官の在職を以て弁護士の実務に従事したものとなしてその年数を計算すること。

(三) 定年（憲法改正草案第七十五条第一項参照）

長官年齢七十五年、その他の裁判官年齢七十年に達したときは退官するものとする。

(四) 報酬（憲法改正草案第七十五条第五項参照）

金額は別に法律を以てこれを定めるものとする。

(備考) 長官の俸給及び待遇は内閣総理大臣、その他の裁判官の俸給及び待遇は国務大臣の俸給及び待遇より下ることを得ない。

(五) 地位

長官は総理大臣、その他の裁判官は国務大臣と同様とすること。

二 裁判管轄（憲法改正草案第七十七条参照）

最高裁判所は法律命令規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定し、又は法

令の解釈適用を確定し特にその統一を保持する為めに次の事件について裁判権を有するものとする。

- (一) 上告事件
- (二) 法律により特に最高裁判所の権限に属する抗告事件
- (三) 訴訟法の規定によつて下級裁判所から裁判を求められた事件
- (四) その他法律により最高裁判所の権限に属する事件

〔備考〕

民事訴訟法中に左の趣旨の規定を設ける。

- (一) 上告ハ左ノ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得
- (イ) 原判決若ハ原審ノ手続力憲法ニ違反スルコト又ハ法律命令規則若ハ処分憲法ニ適合スルヤ否ニ付原審力為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキ
- (ロ) 判決理由ニ於ケル法令ノ解釈適用ノ不当ナルコトヲ理由トスルトキ
- (二) 裁判所ハ事件ニ付適用スヘキ法律命令若ハ規則又ハ判断スヘキ処分憲法ニ適合セサル疑アルトキハ其ノ点ニ付最高裁判所ニ裁判ヲ求ムルコトヲ得
- (三) 抗告裁判所ノ決定ニ対シテハ更ニ抗告ヲ為スコトヲ得ス

- (四) 高等裁判所力為シタル決定及命令ニ対シテハ抗告ヲ為スコトヲ得ス

前項ノ裁判ヲ受ケタル者ハ其ノ告知アリタル日より一週間内ニ異議ノ申立ヲ為スコトヲ得但シ決定ニ付テハ裁判前審訊ヲ受ケサリシトキニ限ル

前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス

異議ノ申立ハ執行停止ノ効力ヲ有ス

異議ノ申立アリタルトキハ裁判所ハ申立人ノ陳述ヲ聴キタル上決定ヲ為スコトヲ

要ス

- (四) 本法ニ依リ不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及命令ニ対シテハ法律、命令、規則

又ハ処分憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所力為シタル判断ノ不当ナルコトヲ理

由トスルトキニ限り其ノ裁判ノ告知アリタル日より三十日内ニ最高裁判所ニ特ニ

抗告ヲ為スコトヲ得

前項ノ期間ハ之ヲ不変期間トス

刑事訴訟法中に左の趣旨の規定を設ける。

- (一) 左の場合には、第二審の判決に対して上告することが出来るものとする。
- (イ) 原判決若しくは原審の手続が憲法に違反すること又は原審において法律、命令、

規則若しくは処分が憲法に適合するかしないかについて不当な判断をしたことを理由とするとき。

- (四) 前号の場合を除く外、判決に影響を及ぼすべき法令の違反を理由とするとき。
- (五) 下級裁判所は、適用すべき法律、命令若しくは規則又は判断すべき処分が憲法に違反する疑ひがあるときは、その点について最高裁判所の裁判を求めることができるものとする。

三 審理及び裁判

(一) 小法廷（仮称）

- (イ) 裁判官三人を以て構成し、長官又は先任の者、任命の日の同じ者が二人以上あるときは年齢の多い者を以て裁判長とすること。
 - (ロ) 最高裁判所が受理した事件は、すべて小法廷に於て審査するものとする。
 - (ハ) 小法廷に於て、裁判官の全員が事件に対する判断に於て一致し且大法廷を認く必要がないと認めたときは、自ら裁判を為すことができるものとする。
- 但し、左の場合にはこの限りでないものとする。

1. 法律の同一の点について、曾て大審院、行政裁判所又は最高裁判所に於て為

した判決を相当でないと認めたとき。

2. 法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないと認めたとき。

(二) 大法廷（仮称）

- (イ) 裁判官全員を以て構成し、長官を裁判長とし、長官に差支がある場合は、先任の者、任命の日の同じ者が二人以上あるときは年齢の多い者を以て裁判長とすること。

(ロ) 定足数

九人を以て定足数とすること。

- (ハ) 裁判は過半数の意見によるものとする。

- (ニ) 判決書には裁判官各自の意見を明確に表示することを要するものとする。

四 裁判官会議（仮称）

(一) 設置

最高裁判所に裁判官会議を設けるものとする。

(二) 構成

裁判官の全員を以て構成し、長官がこれを主宰するものとする。

(三) 権限

裁判官會議は左の事項について権限を有するものとする。

- (イ) 下級裁判所の裁判官の指名（憲法改正草案第七十六條第一項参照）
- (ロ) 訴訟に関する手続、その他の事項についての規則の制定（憲法改正草案第七十

三條第一項参照）

- (ハ) 下級裁判所に関する規則の制定の委任（憲法改正草案第七十三條第三項参照）
- (ニ) 調査官その他主要な職員の人事に関する事項
- (ホ) 最高裁判所に設置する委員会に関する事項
- (ヘ) その他重要な事項

〔備考〕

最高裁判所には次のやうな委員会を設ける。

- (イ) 人事に関する委員会
- (ロ) 規則の制定に関する委員会
- (ハ) 裁判例の整理、公刊に関する委員会
- (ニ) その他必要な委員会

五 附属機関

(一) 調査官（仮称）

- (イ) 最高裁判所に三十五人の調査官をおき、必要な調査をさせるものとする。
- (ロ) 調査官は一級官吏又は二級官吏とすること。
- (ハ) 調査官の任免については、第二その他の事項の三、の(二)の項参照。

(二) 事務局

- (イ) 最高裁判所に事務局をおき、事務局に於ては左の事務を掌るものとする。
- 1. 下級裁判所の裁判官に指名した者の名簿の調製その他人事に関する事項（憲法改正草案第七十六條第一項参照）
- 2. 訴訟に関する手続その他の事項の規則の制定に関する事項（憲法改正草案第七十三條第一項参照）
- 3. 裁判例の整理、公刊に関する事項
- 4. 裁判官、調査官及び裁判所書記の研究、修養に関する事項
- 5. 調査、統計に関する事項
- 6. 会計に関する事項

7. その他司法行政に関する事項

- (イ) 事務局に事務局長一人を置くこと。
- 事務局長は長官の監督を受け事務局の事務を掌理するものとする。
- 事務局長は一級官吏とすること。
- (ロ) 事務局に相応な員数の事務官をおき、事務官は一級官吏、二級官吏及び三級官吏とすること。
- (ニ) 事務局長及び事務官の任免については、第五その他の事項の三の(ロ)の項を参照。

六 名称

「最高裁判所」と称すること。

長官たる裁判官の官名は「最高裁判所長官」、その他の裁判官の官名は「最高裁判所判事」とすること。

第二 高等裁判所—下級裁判所の—

一 設置 (憲法改正草案第七十二条第一項参照)

現在の控訴院の設置に準ずる外、その管轄区域内の地方裁判所に支部を設置することができるとし、高等裁判所及びその支部の設立、廃止及び管轄区域並びにその変更は法律を以てこれを定めるものとする。

二 裁判官

- (一) 各高等裁判所に相応な員数の裁判官をおき、内一人を長官とすること。
- 裁判官の員数は法律を以てこれを定めるものとする。

(二) 任用資格

- (イ) 裁判官に任ぜられるには(ロ)に定めた者を除く外、左の資格を有することを要するものとする。
- (ロ) 十年以上判事補の職にあつた者
- (ハ) 司法官試補又は弁護士試補として実務を修習し且つ考試を経た者で、五年以上簡易裁判所の裁判官の職にあつたもの又は十年以上最高裁判所調査官、下級裁判所調査官若しくは司法事務官の職にあつたもの

- (イ) 十年以上検事の職にあつた者
- (ニ) 十年以上弁護士の実務に従事した者
- (ホ) 十年以上帝国大学令又は大学令による大学に於て法律学の教授、助教授又は専任教員の職にあつた者

- (ヘ) 右に列記した職の二以上に在職し、その年数を通算して十年以上の者
- (ロ) 十年以上一級又は二級の行政官の職にあつた者は、裁判官に任ぜられることができるものとする。

〔備考〕行政訴訟についてこの必要が認められる。その員数は法律で定める。

- (三) 定 年（憲法改正草案第七十六條第一項但書参照）
長官年令七十年、その他の裁判官年令六十五年に達したときは退官するものとする。

- (四) 報 酬（憲法改正草案第七十六條第二項参照）
別に法律を以てこれを定めるものとする。

〔備考〕下級裁判所の裁判官の報酬には級別を設け、その各金額は法律を以て定める。

(四) 地 位

長官は最高裁判所の裁判官と同様とすること。

三 構 成

合議裁判所とし、三人の裁判官を以て合議体を組立てること。但し次項「裁判官」の(二)の事件は特に五人の裁判官を以て組立てた合議体で審問裁判するものとする。

四 裁判管轄

高等裁判所は次の事件について裁判権を有するものとする。

(一) 第二審として

- (イ) 地方裁判所の第一審判決に対する控訴事件
- (ロ) 地方裁判所が為した決定及び命令に対する法律に定めた抗告事件

(二) 第一審として

- (イ) 法律によつて特に審査裁判を経ることを要するものと定められた行政事件
- (ロ) 東京高等裁判所の特別管轄
- (ハ) 中央行政官庁がなした命令又は処分の取消又は変更を求める行政事件

- (2) 刑法第七十三条第七十五条第七十七条乃至第七十九条の罪の刑事事件
- (3) その他法律により高等裁判所の権限に属する事件

〔備考〕

- (1) 高等裁判所が第一審として為した判決に対しては控訴を認めず上告のみを許すものとする。
- (2) 特許法を改正して抗告審判の審決に対し不服あるときは東京高等裁判所に出訴することができるものとする。

五 裁判官会議

- (1) 設置
各高等裁判所に裁判官会議を設けるものとする。
- (2) 構成
裁判官の全員を以て構成し長官がこれを主宰するものとする。
- (3) 権限
裁判官会議は左の事項について権限を有するものとする。

(イ) 裁判官の配置及び事務の分配

- (ロ) 最高裁判所から委任された規則の制定（憲法改正草案第七十三条第三項参照）
- (ハ) 調査官その他主要な職員の人事に關する事項
- (ニ) 高等裁判所に設置する委員会に關する事項
- (ホ) その他重要な事項

〔備考〕

高等裁判所には次のやうな委員会を設ける。

- (イ) 人事に關する委員会
- (ロ) 規則制定に關する委員会
- (ハ) 裁判例の整理、公刊に關する委員会
- (ニ) その他必要な委員会

六 附屬機關

(一) 調査官（仮称）

- (イ) 各高等裁判所に相応な員数の調査官をおき、必要な調査をさせるものとする。
- (ロ) 調査官は二級官吏とすること。

(イ) 調査官の任免については、第五その他の事項の三、の(二)の項参照。

(二) 事務局

(イ) 各高等裁判所に事務局をおき、事務局に於ては左の事務を掌るものとする。

1. 人事に関する事項

2. 訴訟に関する手続その他の事項の規則の制定に関する事項（憲法改正草案第七十三条第三項参照）

3. 裁判例の整理、公刊に関する事項

4. 裁判官、調査官及び裁判所書記の研究、修養に関する事項

5. 調査、統計に関する事項

6. 会計に関する事項

7. その他司法行政に関する事項

(ロ) 事務局に事務局長一人をおき、事務局長は長官の監督を受け事務局の事務を掌理するものとする。

(ハ) 事務局に相応な員数の事務官をおき、事務官は二級官吏及び三級官吏とすること。

(ニ) 事務局長及び事務官の任免については、第五、その他の事項の三、の(二)の項参照

七 名 称

「高等裁判所」と称すること。

長官たる裁判官の官名は「高等裁判所長官」、その他の裁判官の官名は「高等裁判所判事」とすること。

第三 地方裁判所—下級裁判所の二

一 設置（憲法改正草案第七十二条第一項参照）

現在の地方裁判所の設置に準ずる外区裁判所が設置されてゐる場所にはすべて支部を設置するものとし、地方裁判所及びその支部の設立、廃止及び管轄区域並びにその変更は法律を以てこれを定めるものとする。

〔備考〕区裁判所は廃止する。

民事地方裁判所及び刑事地方裁判所の別を廃止する。

二 裁判官

- (一) 長官の定年を六十五年とする外高等裁判所の裁判官の項(一)乃至(四)に定めたと同様にすること。
- (二) 判事補(仮称)
 - (イ) 司法官試験又は弁護士試験として実務を修習し且つ試験を経た者は、前掲の任用資格に拘らず判事補として裁判官に任ぜられることができるものとする。
 - (ロ) 判事補は単独で裁判をなし又は合議体の裁判長となることができるものとする。

三 構成

- (一) 単独制及び合議制を併用し、合議体は三人の裁判官を以て組立てることとし、裁判官はすべて何れかの合議体に属するものとする。
- (二) (イ) 民事につき

審問裁判は原則として単独の裁判官が行ふこと。但し第二審事件のとき又は事件が重大で当該裁判官が合議体で審問裁判することを相当と認めたときは、その所属する合議体の評議により、合議体で審問裁判するか否かを決定するもの

とすること。

(ロ) 刑事につき

一定の刑に該する罪の事件は合議体で審問裁判し、他は単独の裁判官が審問裁判することを原則とすること。

四 裁判管轄

地方裁判所は次の事件について裁判権を有するものとする。

- (一) 第一審として
 - (イ) 簡易裁判所の権限又は高等裁判所の「裁判管轄」の(二)に定めた高等裁判所の権限に属するものを除き、その他の訴訟事件
- (二) 第二審として
 - (イ) 簡易裁判所の判決に対する控訴事件
 - (ロ) 簡易裁判所の決定及び命令に対する法律に定めた抗告事件
- (三) 破産事件、和議事件及び非訟事件中簡易裁判所の権限に属しない事件

五 裁判官会議

高等裁判所について定めたと同様に準ずるものとする。

六 附屬機関

高等裁判所について定めたところに準ずるものとする。

七 名 称

「地方裁判所」と称すること。

長官たる裁判官、その他の裁判官の官名は、高等裁判所の裁判官について定めたと
ころに準ずるものとする。

第四 簡易裁判所—下級裁判所の三

一 設 置

全国の警察署単位毎に設置し、必要に応じて多少の増減をなすものとし、その設立、
廃止及び管轄区域並びにその変更は法律を以てこれを定めるものとする。

二 裁判官

(一) 各裁判所に一人又は二人以上の裁判官をおき、一人を長とすること。
裁判官の員数は法律を以て定めるものとする。

(二) 任用資格

(甲) 裁判官に任ぜられるには、(乙)に定めた者を除く外左の資格を有することを要す
るものとする。

(イ) 五年以上判事補の職にあつた者

(ロ) 司法官試補又は弁護士試補として実務を修習し且つ試験を経た者で五年以上
最高裁判所調査官、下級裁判所調査官又は司法事務官の職にあつた者

(ハ) 五年以上検事の職にあつた者

(ニ) 五年以上弁護士の実務に従事した者

(ホ) 右に列記した職の二以上に在職し、その年数を通算して五年以上の者

(ロ) 学識経験者で銓衡委員会の銓衡を経た者は、裁判官に任ぜられることができる
ものとする。

(備考) 銓衡委員会は各地方裁判所単位に設け、地方裁判所の長官、地方檢察
庁の長官、府県知事、府県会議長、弁護士会長、その他を以て組織す
るものとする。

(三) 定 年 (憲法改正草案第七十六條第一項参照)

年令が六十五年に達したときは退官するものとする。

(四) 報酬 (憲法改正草案第七十六条第二項参照)

高等裁判所の裁判官について定めたところと同様とすること。

三 構成

単独制とすること。

四 裁判管轄

簡易裁判所は次の事件について裁判権を有するものとする。

(一) 民事につき

(イ) 和解事件

(ロ) 督促事件

(ハ) 調停事件 (現在区裁判所の管轄に属するもの)

(ニ) 非訟事件 (現在区裁判所の管轄に属するもの)

(ホ) 訴訟事件

訴訟物価額が一定額以下の事件及び当事者双方の合意により簡易裁判所の管轄に属せしめた事件但し裁判所が簡易手続によることを相当としないと認めたとき

きは事件を地方裁判所に移送することができるものとする。

(二) 刑事につき

(イ) 拘留又は科料に該る罪に係る事件

(ロ) 罰金以下の刑に処することを相当と認める罪に係る事件但し地方裁判所に公訴を提起されたもの及び地方裁判所に移送されたものを除くものとする。

(移送は判事による職権移送のみに限ること)

(備考) 違憲罪即決例及び略式手続はこれを廃止すること。

五 司法委員

民事に關し裁判官は必要があると認めるときは司法委員を審理に立会はせ裁判についてその意見を徴することができるものとする。

六 裁判所法又は適當の法律中に次の趣旨の規定を設けること。

簡易裁判所は、訴訟法の精神に則り、健全な常識によつて、簡易且つ迅速に手続を行ひ、民事においては、法律に従ひ、実情に即して紛争を衡平に解決し、又、刑事においては、刑の適用につき、公共の福祉を保持すると共に犯人の更生を考慮するものとする。

〔備考〕

- (一) 民事訴訟法中に左の趣旨の規定を設ける。
 - (イ) 訴の提起は口頭によることを得るものとする。
 - (ロ) 当事者に審訊を受ける機会を与へることを要する外は一切の手続を裁判官の自由裁量とすること。
 - (ハ) 調書には手続の要領を記載するを以て足るものとする。
 - (ニ) 裁判書には主文、請求の趣旨及び原因を記載し、必要と認めるときは理由の要旨を掲げるものとする。
 - (ホ) 判決に対する控訴は地方裁判所の管轄とし、控訴審の訴訟手続は第一審の訴訟手続を基礎とせず、改めて第一審の訴訟手続によるものとする。(所謂統審主義によらず覆審主義による)
 - (ロ) 刑事訴訟法中に左の趣旨の規定を設ける。
 - (イ) 公訴の提起は口頭によることを得るものとする。
 - (ロ) 調書には手続の要領を記載するを以て足るものとする。
 - (ハ) 調書判決を認めるのは勿論有罪判決には主文、罪となるべき事実、適用した罰

条の記載を以て足るものとする。

- (三) 公判開廷場所につき考慮すること。

七名 称

「簡易裁判所」と称すること。

裁判官の官名は「簡易裁判所判事」と称すること。

第五 その他の事項

- 一 心身の故障による裁判官の罷免（憲法改正草案第七十四条一項参照）
- (イ) 裁判官が身体若は精神の衰弱に因り職務を執ることができなくなつたときは、内閣は最高裁判所の裁判により、その裁判官を罷免することができるものとする。
- (ロ) 右の裁判については最高裁判所大法廷の項の中(イ)乃至(イ)を準用すること。但し、当該の裁判官は、その裁判に関与することができないものとする。

二 裁判官の懲戒（憲法改正草案第七十四条第二項参照）

判事懲戒法を改正して、減俸、転所及び免職の懲戒処分はこれを廃止すること。

三 司法行政の職務及び監督権

(一) 監督権

- (イ) 最高裁判所の長官は最高裁判所及び各下級裁判所を監督するものとする。
- (ロ) 高等裁判所の長官はその高等裁判所、その支部及びその管轄区域内の各下級裁判所を監督するものとする。
- (ハ) 地方裁判所の長官はその地方裁判所、その支部及びその管轄区域内の簡易裁判所を監督するものとする。
- (ニ) 簡易裁判所の長はその裁判所所屬の書記を監督するものとする。

(二) 職員の任免

最高裁判所調査官、下級裁判所調査官、事務局長、事務局事務官、裁判所書記及び執達吏は最高裁判所の長官又はその委任を受けた各下級裁判所の長官がこれを任免するものとする。

〔備考〕裁判所に属する官吏の任免も内閣に於て掌理するものとの見解にたてば、右の任免は、最高裁判所の長官の具状によつてこれをなすものとする。

(憲法改正草案第六十九条第四号参照)

四 試補の制度

- (イ) 司法官試補及び弁護士試補の別を廃して、司法修習生(仮称)とすること。
- (ロ) 試補の実務の修習及び考試は最高裁判所の定めるところによるものとする。

五 予算

裁判所の予算は司法省の所管とすること。

〔備考〕

裁判所構成法はこれを廃止する。

裁判官弾劾法案要綱(案)

昭 二一、八、二一

一 弾劾裁判所(憲法改正草案第六十条参照)

- (一) 弾劾裁判所は両議院の議員各々七人の裁判官を以て構成し内一人を裁判長とすること。

- (一) 定足数は九人とすること。
- (二) 裁判官罷免の判決は過半数の意見によることを要するものとする。
- (三) 裁判長は弾劾裁判所を代表するものとする。
- (四) 弾劾裁判所に相応な員数の書記を置くものとする。
- (五) 弾劾裁判所は、これを常置するものとする。

二 訴追機関

- (一) 衆議院はその議員二十人をもつて組織する訴追委員会を設けるものとする。
- (二) 弾劾の訴追は、訴追委員会が行ふものとする。
- (三) 訴追委員会は、検事総長に捜査すべきことを求めることができるものとする。
- (四) 訴追は委員の過半数の意見によることを要するものとする。
- (五) 訴追委員会は、これを常置するものとする。
- (六) 訴追委員会が訴追すべきことを決定したときは、最高裁判所の長官にその旨を通知するものとする。

三 弾劾の事由

裁判官は左の場合には弾劾によつて罷免されるものとする。

- (一) 著しく職務を怠つたとき
- (二) 裁判官として甚しく品位を辱しめる行為があつたとき

四 審理及び裁判

- (一) 弾劾裁判所は国会から独立してその職務を行うものとする。
- (二) 裁判の対審及び判決は、これを公開するものとする。
- (三) 審判の手續については弾劾裁判所の定めるところにより、刑事訴訟に関する規程を適用するものとする。
- (四) 判決においては、訴追された裁判官を罷免するか否かのみを決するものとする。
- (五) 罷免の判決を受けた者は再び裁判官に任命される資格を失ふものとする。但し判決の宣告から五年を経過した後、最高裁判所の長官の請求により弾劾裁判所が資格回復の決定を為した場合はこの限りでないものとする。

五 その他

弾劾の訴追を受けた裁判官は、訴追を却下し又は棄却する裁判があるまでその職務を行ふことができないものとする。

以上

(憲法改正草案第七十五条第二項乃至第四項参照)

一 審査権

衆議院議員選挙法により選挙権を有するものは、すべて審査権を有するものとする。

二 投票

- (一) 衆議院議員選挙法により選挙投票をすることができない者は、審査の投票をすることもできないものとする。 (衆議院議員選挙法第二十九条、第三十条参照)
- (二) 審査の投票は、選挙の投票と同時に、同一の用紙を以てなさしめるものとする。

(三) 投票の方式

投票者は、投票用紙に罷免を可とする各裁判官について、その氏名を記載して投函するものとする。

(四) 審査の投票の効力は、選挙の投票の無効により影響を受けないものとする。

(五) 審査の投票及び開票は、選挙の投票及び開票と共に処理するものとする。

(六) 内閣総理大臣を審査長とすること。

選挙の各選挙長は、審査の投票について、開票の結果を審査長に報告すべきものとする。

(七) 審査長は、右の報告を調査して、審査の結果を告示し、且つ審査に付された裁判官に通知するものとする。

(八) 投票の過半数が罷免を可とした裁判官は、右の通知を受けたときに、当然罷免されたものとする。

三 審査前の措置

投票の期日前に審査に付される裁判官の氏名を周知せしめる方法を講ずること。

四 審査の効力に関する訴訟

審査の効力に関して異議のある者は、審査長を相手方として審査の結果の告示の日から三十日以内に弾劾裁判所に出訴することができるものとする。

右の訴訟手続については、弾劾裁判所の定めるところにより民事訴訟に関する規程を適用するものとする。

以上

左の訴訟は本要綱によるものとし、本要綱に特別の定がない場合に於ては民事訴訟法によるものとする。

- (イ) 行政庁を被告として、その違法な命令又は処分取消又は変更を求める訴訟
- (ロ) 当事者間の公法上の権利関係に関する訴訟

一 行政庁を被告とする訴訟はその行政庁の所在地の裁判所の管轄に専属するものとする

二 命令又は処分取消又は変更を求める訴訟については、出訴期間を定めること。

三 法律の規定によつて審査裁決を経た後でなければ行政訴訟を提起することができない場合には、審査の請求後三ヶ月内に裁決がないときは却下の裁決をしたものとみなし、出訴期間はその時から起算するものとする。

四 訴状に於て被告の指定を誤つた場合に於ても、正当な被告に対する訴訟として取扱ふことができるものとする。

五 共同訴訟人が多数である場合に裁判所は陪代の選定を命じ得るものとする。

六 裁判所は關係官庁その他第三者を訴訟に参加させることができるものとする。

七 行政庁はその庁の職員を訴訟代理人とすることができるものとする。

八 裁判所は当事者の申立又は職権を以て行政処分執行の停止を命ずることができるものとする。

九 当事者全部の申立があつたときは、書面審理に基いて裁判をなすことができるものとする。

十 關係ある官庁又は団体は、裁判所の許可を得てその代理人をして、口頭弁論に立会はせ意見を述べさせることができるものとする。

十一 請求の認諾及び裁判上の自由に関する規定は適用しないものとする。

十二 裁判所は職権を以て証拠調をなし且つ当事者が提出しない事実を斟酌することができるものとする。

十三 原告の請求が理由ある場合に於ても、裁判所は事情により命令又は処分取消又は変更に代へて除害施設又は損失補償その他の救済を与へることができるものとする。

十四 確定判決は關係行政庁を羈束するものとする。

〔備考〕

- (一) 書類には民事訴訟用印紙法の規定に準じて印紙を貼用させるものとする。
 - (二) 行政訴訟の提起は訴願裁決を経ることを要しないものとする。
 - (三) 裁判所法中に左の趣旨の規定を設ける。
- 行政訴訟——は地方裁判所を第一審とする。
- 但し、中央行政官庁の処分取消又は変更を求める訴訟又は法律の規定により特に審査裁決を経ることを要するものと定められた訴訟は高等裁判所を第一審とする。

以上

基本的人権保護法律案要綱案

- 一 不法若は不当に身体を拘束された者があるときは、本人又は関係者に於て最高裁判所に拘禁の理由に付取調を要求することができるものとする。
- 二 右の要求があつたときは、最高裁判所は速に拘禁者に対し、一定の日時、場所を指定して、本人を出頭せしめることを命じ、又同時に、拘禁の理由に付答弁することを命ずるものとする。

- 三 本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で取調べた上、法律上適法の又は正当の理由がないと認めたときは直に本人を釈放し又は保釈を許すものとする。

- 四 拘禁者が本人を出頭させないか又は拘禁の理由に付答弁をしないか若は是等を遅滞したときは制裁として自由刑及び罰金刑を科するものとする。

参考条文

- 憲法改正草案第二十八條
- 同 第三十條
- 同 第三十一條
- 同 第三十四條
- 同 第十條
- 同 第十二條

九月九日(用) 第十四回第一小委員会
議事録は版部書記において作成のこと。

(昭 二二、九、九)

裁判所法案要綱

第一編 総 則

第一 (本法の目的) 司法権を行ふ最高裁判所及び下級裁判所は本法の定めるところによるものとする。

第二 (下級裁判所) 左の裁判所を下級裁判所とすること。

- 一 高等裁判所
- 二 地方裁判所
- 三 簡易裁判所

第三 (裁判所の権限) 裁判所は、民事、刑事及び行政その他一切の法律事件を裁判するものとする。

第二編 最高裁判所

第一 (裁判権) 最高裁判所は、法律、命令、規則若しくは処分が、憲法に適合するかしないかを決定し、又は法令の解釈適用を確定し、特にその統一を保持するため、左の事件について、終審として、裁判権を有するものとする。

- 一 上告事件
- 二 法律により特に最高裁判所の権限に属する抗告事件。
- 三 訴訟法の規定によつて、下級裁判所から裁判を求められた事件。
- 第二 (その他の権限) 最高裁判所は、第一に掲げたものの外、法律によつて特に定められた権限を有するものとする。

第三 (裁判官) 最高裁判所の裁判官は、最高裁判所長官及び最高裁判所判事とすること。最高裁判所判事の員数は、十四人とすること。

第四 (裁判官の任用資格) 最高裁判所の裁判官の中少くとも十人は、左に掲げる者の中から、これを任命しなければならないものとする。

- 一 七年以上高等裁判所又は地方裁判所の裁判官(判事補を除く)の職にあつた者。
- 二 十五年以上弁護士の実務に従事した者。
- 三 十五年以上検事の職にあつた者。

四 十五年以上帝国大学令又は大学令による大学において、法律学の教授、助教授又は専任教員の職にあつた者。

五 前各号に掲げた職の二以上に在職し、その年数を通算して十五年以上となる者。

六 司法修習生として修習を終へ、試験に合格した後、簡易裁判所判事、判事補、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官又は司法次官若しくは司法事務官の職の一又は二以上に在職し、且つ、第一号から第四号までに掲げた職のいづれかに在職し、その年数を通算して十五年以上となる者。

第五 (定年) 最高裁判所の長官は、年齢が六十八年、判事は、年齢が六十五年に達した時に、退官するものとする。

第六 (報酬) 最高裁判所の裁判官の受ける報酬については、別に、法律でこれを定めるものとする。

(備考) 長官の俸給及び待遇は、内閣総理大臣、判事の俸給及び待遇は、国務大臣の俸給及び待遇より下ることを得ない。

第七 (小法廷) 最高裁判所の受理した事件は、すべてまず小法廷でこれを審理するものとする。

小法廷は、三人の判事でこれを組立てるものとする。

第八 (小法廷の審判) 小法廷で審理の結果、事件に対する判断において、裁判官の全員の意見が一致し、且つ、全員が大法廷で審理する必要がないと認めたときは、そのまま裁判をすることができるとすること。但し、左の場合には、常に大法廷で審理しなければならないものとする。

一 法律、命令、規則又は処分が、憲法に適合しないと認めたとき。

二 法令の解釈適用について、前に最高裁判所がした裁判と意見が反するとき。

第九 (大法廷) 大法廷は、裁判官の全員でこれを組立てるものとする。

裁判長は、最高裁判所長官、長官に差支があるときは、先任の判事(任命の日の同じ判事が二人以上あるときは、年令の多い判事)が、これにあたるものとする。

第十 (定足数) 大法廷では、九人以上の裁判官が出席すれば、審理及び裁判をすることができるとすること。

第十一 (大法廷の裁判) 大法廷の裁判は、出席した裁判官の過半数の意見によるものとする。

或る点について、裁判官の意見が二に分れ、各々同数のときは、左の意見によつて裁

判をするものとする事。

一 法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかに関する場合においては、憲法に適合するとの意見。

二 前に最高裁判所が裁判によつて示した法令の解釈適用の当否に関する場合においては、その解釈適用を正当とする意見。

三 その他の場合においては、原審の判断を正当とする意見。

第十二（評議における意見の公表） 大法院の裁判においては、裁判書に、各裁判官の評議で述べた意見を、それぞれ明確に表示しなければならないものとする事。

第十三（裁判の拘束力） 最高裁判所が、裁判によつて示した法律上の判断は、その事件について、裁判所を拘束するものとする事。

第十四（違憲裁判の告示） 最高裁判所は、或る法律、命令、規則又は処分が、憲法に適合しないと裁判をしたときは、直ちにその旨を告示し、且つ、内閣に対し、裁判の正本を添へて、これを通知するものとする事。

第十五（判例集） 最高裁判所は、判例集を編纂して、定期にこれを公刊するものとする事。

第十六（長官の職権） 最高裁判所長官は、最高裁判所を代表し、裁判官会議の決議に基づいて、一般の事務を掌理するものとする事。

第十七（裁判官会議） 裁判官会議は、裁判官全員でこれを組織し、長官がこれを主宰するものとする事。

左の事項は、裁判官会議の議決を経なければならないものとする事。

一 最高裁判所の裁判官の事務の分担を定める事。

二 訴訟に関する手續について規則を定める事。

三 弁護士に関する事項について規則を定める事。

四 裁判所の内部規律に関する事項について規則を定める事。

五 司法事務処理に関する事項について規則を定める事。

六 下級裁判所に関する規則を定める権限を下級裁判所に委任する事。

七 下級裁判所の裁判官に任命されるべき者を指名する事。

八 裁判所調査官その他主要な職員の人事に関する事。

九 最高裁判所に設置する委員会に関する事。

十 その他裁判所に関する重要な事項。

裁判官会議の招集及び議事の手続は、裁判官会議の定めるところによるものとする。

第十八（裁判所調査官） 最高裁判所に三十五人の裁判所調査官をおくものとする。

裁判所調査官は、裁判官の命を受け、事件の処理に關して必要な調査をするものとする。但し、裁判に關与することはできないものとする。

裁判所調査官は一級官吏及び二級官吏とすること。

第十九（事務局） 最高裁判所に事務局を設けるものとする。

事務局は、左の事務を行ふものとする。

- 一 訴訟手続についての規則の制定に關する事務。
- 二 弁護士に關する事項、その他の事項についての規定の制定に關する事務。
- 三 下級裁判所の裁判官に指名された者の名簿の作成その他人事に關する事務。
- 四 下級裁判所の裁判官その他の職員の研究及び修養に關する事務。
- 五 判例の整理及び公刊に關する事務。
- 六 調査及び統計に關する事務。
- 七 會計に關する事務。

八 その他の司法行政に關する事務。

第二十（事務総長） 事務局に、最高裁判所事務総長一人をおくものとする。

事務総長は、長官の指揮を受け、事務局の事務を掌理するものとする。

事務総長は、一級官吏とすること。

第二十一（裁判所事務官） 事務局に、相當な員数の裁判所事務官をおくものとする。

裁判所事務官は、上官の命を受け、事務局の事務を掌るものとする。

裁判所事務官は、一級官吏、二級官吏及び三級官吏とすること。

第二十二（司法研修所） 最高裁判所に附屬して、司法研修所をおくものとする。

司法研修所に關する事項は、別に、法律でこれを定めるものとする。

第三編 高等裁判所及び地方裁判所

第一章 高等裁判所

第一（裁判権） 高等裁判所は、左の事件について、裁判権を有するものとする。

一 第二審として

- (イ) 地方裁判所の第一審判決に対する控訴事件。
- (ロ) 地方裁判所が第一審としてなした決定及び命令に対する法律に定めた抗告事件。

二 第一審として

法律によつて、審査の決定を経なければ出訴することができないものと定められた行政事件。

第二（東京高等裁判所の特別管轄）東京高等裁判所は、第一審として左の事件について裁判権を有するものとする。

一 中央行政官庁の処分取消又は変更を求める行政事件。

二 刑法第七十三条、第七十五条、第七十七条から第七十九条までの罪に関する刑事事件。

第三（その他の権限）高等裁判所は、第一及び第二に掲げたものの外、法律によつて特に定められた権限を有するものとする。

第四（設立及び管轄区域）高等裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に、法律でこれを定めるものとする。

第五（裁判官）高等裁判所の裁判官は、高等裁判所長官及び高等裁判所判事とすること。各高等裁判所に、長官及び別に法律で定める員数の判事をおくものとする。

第六（代理裁判官）高等裁判所長官は、裁判事務の取扱上緊急の必要があるときは、管轄区域内の地方裁判所判事に、高等裁判所判事の代理をさせることができるものとする。

第七（合議制）高等裁判所の審理及び裁判は、訴訟法に別段の定がない限り、三人の裁判官で組立てる合議体で行ふものとする。但し、第二の第二号に定める事件の審理及び裁判は、五人の裁判官で組立てる合議体で行ふものとする。

合議体を組立てる裁判官の中一人を裁判長とすること。

第八（高等裁判所支部）高等裁判所には、その事務の一部を取扱ふため、管轄区域内に支部を設けることができるものとする。支部の設立及び廃止は、別に、法律でこれを定めるものとする。

最高裁判所長官は、各支部に勤務する裁判官を定め、その中各一人を支部長に命ずるものとする。

第二章 地方裁判所

第九（裁判権）地方裁判所は、左の事件について裁判権を有するものとする。

一 第一審として

簡易裁判所の権限又は第一の第二号及び第二に定めた高等裁判所の権限に属するも

のを除くその他の訴訟事件。

二 第二審として

(イ) 簡易裁判所の判決に対する控訴事件。

(ロ) 簡易裁判所の決定及び命令に対する法律に定めた抗告事件。

第十(その他の権限) 地方裁判所は、強制執行事件、破産事件、和議事件及び非訟事件中簡易裁判所の権限に属しないもの、その他特に法律に定めた事項について、権限を有するものとする。

第十一(設立及び管轄区域) 地方裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に、法律でこれを定めるものとする。

第十二(裁判官) 地方裁判所の裁判官は、地方裁判所長官、地方裁判所判事及び判事補とすること。

各地方裁判所に、長官及び別に法律で定める員数の判事をおくものとする。

判事補の員数は、別に法律でこれを定め、最高裁判所長官は、各判事補につき、その勤務する地方裁判所を定めるものとする。

第十三(代理裁判官) 或る地方裁判所において、裁判事務の取扱上緊急の必要があるとき

は、これを管轄する高等裁判所の長官は、その地方裁判所判事の代理を、管轄区域内の他の地方裁判所判事にさせることができるものとする。

第十四(単独制と合議制) 地方裁判所における審理及び裁判は、裁判官が単独でこれを行うものとする。但し、左の場合においては、三人の裁判官で組立てる合議体でこれを行うものとする。

一 裁判官が単独で審理中の事件について、その裁判官の加つてゐる合議体が自ら審理及び裁判をする旨の決定をしたとき。

二 事件が一定の刑に該する罪に關するとき。
合議体で審理及び裁判をするときは、その合議体を組立てる裁判官の中一人を裁判長とすること。

第十五(判事補の職権の制限) 判事補は、単独では裁判をすることができないものとし、合議体で審理及び裁判をするときは、同時に二人以上これに加はり、又は裁判長となることができないものとする。

第十六(地方裁判所支部) 地方裁判所の支部に關しては、第八を準用するものとする。

第三章 裁判官及び附屬機關

第十七（裁判官の任用資格）高等裁判所及び地方裁判所の裁判官（判事補を除く）は、左に掲げる者の中から、これを任命するものとする。

一 八年以上判事補の職にあつた者

二 司法修習生として修習を終へ、試験に合格した後、三年以上簡易裁判所判事の職にあつた者。

三 八年以上弁護士の実務に従事した者。

四 八年以上検事の職にあつた者。

五 八年以上帝国大学令又は大学令による大学において、法律学の教授、助教授又は専任教員の職にあつた者。

六 司法修習生として修習を終へ、試験に合格した後、裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官又は司法次官若しくは事務官の職の一又は二以上に在職し、その年数を通算して八年以上となる者。

七 前各号に掲げた職の二以上に在職し、その年数を通算して八年以上となる者。但し第二号及び第六号に掲げた職については、司法修習生として修習を終へ、試験に合格した後の在職年数に限り、これを通算する。

八年以上一級又は二級の行政官の職にあつた者は、右にかかはらず、これを高等裁判所の裁判官（判事補を除く）に、任命することができるものとする。但し、別に法律で定める員数を超えることができないものとする。

第十八（判事補の任用資格）判事補は、司法修習生として修習を終へ、試験に合格した者の中から、これを任命するものとする。

第十九（定年）裁判官は、年令が六十三年に達した時に、退官するものとする。

第二十（報酬）裁判官の受ける報酬については、別に、法律でこれを定めるものとする。

第二十一（長官の職権）高等裁判所及び地方裁判所の長官は、各々その裁判所を代表し、その裁判所の裁判官会議の決議に基いて、一般の事務を掌理するものとする。

第二十二（支部長の職権）高等裁判所及び地方裁判所の支部長は、その長官の委任を受けて、その支部の事務を掌理するものとする。

第二十三（裁判官会議）高等裁判所及び地方裁判所の裁判官会議は、各裁判所毎に、その裁判官（判事補を除く）全員でこれを組織し、長官がこれを主宰するものとする。

左の事項は、裁判官会議の議決を経なければならないものとする。

一 裁判官の配置、事務の分配及び裁判官に差支があるときの代理を定めること。
二 最高裁判所の委任に基き、訴訟に関する手續その他の事項について規則を定めるところ。

三 裁判所調査官その他主要な職員の人事に關すること。

四 裁判所に設置する委員会に關すること。

五 その他裁判所に關する重要な事項。

裁判官會議の招集及び議事の手続は、裁判官會議の定めるところによるものとする。

第二十四（裁判所調査官）各高等裁判所及び各地方裁判所に、別に法律で定める員数の裁判所調査官をおくものとする。

裁判所調査官は、裁判官の命を受け、事件の處理に關して、必要な調査をするものとする。但し、裁判に關与することはできないものとする。

裁判所調査官は二級官吏とすること。

第二十五（事務局）各高等裁判所及び各地方裁判所に、事務局を設けるものとする。事務局は、左の事務を行ふものとする。

一 訴訟手續その他の事項についての規則の制定に關する事務。

二 人事に關する事務。

三 裁判官その他の職員の研究及び修養に關する事務。

四 判例の整理及び公刊に關する事務。

五 調査及び統計に關する事務。

六 會計に關する事務。

七 その他の司法行政に關する事務。

第二十六（裁判所事務官）各高等裁判所及び各地方裁判所の事務局に、相応な員数の裁判所事務官をおき、その一人を事務局長とすること。

事務局長は、長官の指揮を受け、事務局の事務を掌理するものとする。

その他の裁判所事務官は、上官の命を受け、事務局の事務を掌るものとする。

各高等裁判所及び各地方裁判所の支部に勤務する裁判所事務官は、長官がこれを定めるものとする。

事務局長は、一級官吏又は二級官吏とし、その他の裁判所事務官は、二級官吏及び三級官吏とすること。

第四編 簡易裁判所

第一（裁判権）簡易裁判所は、左の事件について裁判権を有するものとする。

一 民事事件

二千円を超えない金額又は価額が二千円を超えない物に関する請求。

二 刑事事件

(イ) 拘留又は科料に該する罪に関する事件。

(ロ) 罰金以下の刑に処することを相当と認める罪に関する事件。

第二（その他の権限）簡易裁判所は、法律に定めるところによつて、督促手続、和解、調停及び非訟事件その他の事項について、権限を有するものとする。

第三（設立及び管轄区域）簡易裁判所の設立、廃止及び管轄区域は、別に、法律でこれを定めるものとする。

第四（裁判官）簡易裁判所の裁判官は、簡易裁判所判事とすること。

簡易裁判所判事の員数は、別に法律で定めるものとする。

簡易裁判所に一人の判事をおいたときは、その判事が、二人以上の判事をおいたときは、その中から最高裁判所長官が指名した一人の判事が、その長となるものとする。

と。簡易裁判所の長は、その裁判所を代表し、一般の事務を掌るものとする。

第五（判事の任用資格）簡易裁判所判事は、左に掲げる者の中から、これを任命するものとする。

一 高等裁判所又は地方裁判所の長官又は判事であつた者。

二 五年以上判事補の職にあつた者。

三 司法修習生として修習を終へ、試験に合格した後、五年以上裁判所調査官、司法研修所教官、裁判所事務官又は司法事務官の職にあつた者。

四 五年以上弁士の實務に従事した者。

五 五年以上検事の職にあつた者。

六 第二号から前号までに掲げた職の二以上に在職し、その年数を通算して五年以上となる者。但し、第三号に掲げた職については、司法修習生として修習を終へ、試験に合格した後の在職年数に限り、これを通算する。

第六（判事の銓衡任用）簡易裁判所判事は、第五にかかはらず、簡易裁判所判事銓衡委員会が推薦した者の中から、これを任命することができるものとする。

銓衡委員会は、各地方裁判所に、これを設けるものとする。

銓衡委員会は、学識経験ある者で、その地方裁判所の管轄区域内の簡易裁判所判事に適すると認めるものを、最高裁判所に推薦するものとする。

第七（銓衡委員会）銓衡委員会は、委員長及び相応な員数の委員でこれを組織するものとする。

委員長は、地方裁判所長官をこれに充て、その他の委員は、最高裁判所長官がこれを委嘱するものとする。

第八（定年）簡易裁判所判事は、年令が六十三年に達した時に、退官するものとする。

第九（報酬）簡易裁判所判事の受ける報酬については、別に、法律でこれを定めるものとする。

第十（代理裁判官）地方裁判所長官は、裁判事務の取扱上緊急の必要があるときは、管轄区域内の簡易裁判所判事に、管轄区域内の他の簡易裁判所判事の代理をさせることができるものとする。

地方裁判所長官は、裁判事務の取扱上緊急の必要があるときは、その裁判所の判事に、管轄区域内の簡易裁判所判事の職務を行はせることができるものとする。

第十一（単独制）簡易裁判所における審理及び裁判は、判事が単独で、これを行ふものとする。

すること。

第十二（事務の分配）二人以上の判事をおいた簡易裁判所における事務の分配及び判事に差支があるときの代理は、地方裁判所長官が、毎年豫めこれを定めるものとする。

第十三（開廷場所）最高裁判所長官は、必要があると認めるときは、簡易裁判所に、その設置された場所以外の管轄区域内の一定の場所で職務を行はせることができるものとする。

第十四（司法委員）簡易裁判所判事は、民事について相当と認めたときは、司法委員を審理に立会はせ、裁判その他事件の処理について、意見をきくことができるものとする。

司法委員は、識見徳望ある者で適當と認められるものの中から、各事件について、簡易裁判所判事がこれを選任するものとする。

（備考）裁判所法又はその他の法律中に左の趣旨の規定を設ける。

簡易裁判所は、訴訟法の精神に則り、健全な常識によつて、簡易且迅速に手続を行ひ、民事においては、法律に従ひ、実情に即して紛議を衡平に解決し、又刑事においては、刑の適用につき、公共の福祉を保持すると共に犯人の更生を考慮するものとする。

第五編 共通事項

第一章 裁判官の身分

第一（裁判官の欠格事由）左に掲げる者は、裁判官に任ぜられることができないものとする。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者。
- 二 禁治産者又は準禁治産者。
- 三 破産者で復権を得ないもの。
- 四 裁判官弾劾法によつて、弾劾裁判所の罷免の判決を受けた者で、資格回復を得ないもの。

裁判官が右の各号の一に該当するに至つたときは、当然その官を失ふものとする。

第二（裁判官の政事関与等の禁止）裁判官は、在任中左の行為をしてはならないものとする。

- 一 公然政事に關係すること。
- 二 政党その他の政治上の結社の社員となり又は都道府県市区町村の議会の議員となること。

三 商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行ふこと。

四 報酬を受けて、他の職務に従事すること。但し、監督権のある長官の許可を受けたときは、この限りでない。

第三（裁判官の懲戒）裁判官の懲戒は、懲戒裁判所の裁判によらなければならないものとする。

懲戒及び懲戒裁判所に關する事項は、別に、法律でこれを定めるものとする。

第四（裁判官の職務停止）裁判官は、左の場合を除いては、その職務の執行を停止されることがないものとする。

- 一 懲戒の裁判によつて、停職の処分を受けたとき。
- 二 懲戒裁判所の職務停止の決定を受けたとき。
- 三 刑事裁判によつて、拘留の刑に処せられたとき。但し、刑の執行を終り又はその執行を受けないやうになつた後は、この限りでない。
- 四 刑事裁判手続によつて、拘留されたとき。
- 五 裁判官弾劾法による弾劾の訴追を受けたとき。但し、訴追の取消又は訴追を却下し若しくは棄却する裁判があつた後は、この限りでない。

第五（職務停止の効力）第四の各号による職務の停止中に、その裁判官がした職務上の行為は、これを無効とすること。

第六（心身の故障による罷免）裁判官が、身体又は精神の故障によつて、職務を執ることができなくなつたときは、最高裁判所の裁判を経て、これを罷免することができるものとする。

右の裁判については、最高裁判所の大法廷に關する第二編第九から第十一までを準用するものとする。

第二章 その他

第七（裁判所書記その他の名称の改正）裁判所書記は司録官に、執達吏は執行官に、廷丁は廷吏に、それぞれその名称を改めること。

第八（職員の任免）裁判所調査官、最高裁判所事務総長、裁判所事務官、司法研修所教官、司録官、通訳官及び執行官等の任免は、最高裁判所長官又はその委任を受けた下級裁判所の長官が指名した者について、政府がこれを行ふものとする。

（昭二一、九、四印）

裁判官国民審査法案要綱

一 審査権者

衆議院議員選挙法によつて選挙権を有する者は、すべて審査権を有するものとする。

二 投票

（一）審査は投票によつて行ふものとする。

（二）選挙法によつて投票をすることができる者でなければ、審査の投票をすることができないものとする。

（三）審査の投票と選挙の投票とは、一枚の用紙によつて行ふものとする。

投票者は、罷免を可とする裁判官がある場合に限つて、その各裁判官の氏名を右の用紙に、投票所で、自書するものとする。

（四）一人一票の原則、点字投票、不在投票及び投票の秘密保持については、選挙法の規定を準用するものとする。

（五）成規の用紙によらない投票は、これを無効とするものとする。

(六) 左の投票は、罷免を可とする投票としての効力を有しないものとする。

(イ) 審査に付される裁判官の氏名の告示に掲げられない裁判官の氏名を記載したもの。

(ロ) 裁判官の氏名の外、他事を記載したもの、但し、官位、住居又は敬称の類を記入したもの、この限りでない。

(ハ) 裁判官の氏名を自書しないもの。

(ニ) 裁判官の何人を記載したかを確認し難いもの。

(四) 審査の投票の効力は、選挙の投票の無効によつて影響を受けないものとする。

(ハ) 審査の投票及び開票に関する事務は、選挙の投票及び開票に関する事務に準じ、これとともに処理するものとする。

(九) 無投票選挙区ができた場合は、その選挙区においては、審査の投票はこれを行はないものとする。

(十) 内閣総理大臣は審査長となり、審査に関する事務を掌理するものとする。

(二) 各選挙区の選挙長は、審査の投票について、開票の結果を審査長に報告すべきものとする。

(三) 審査長は、右の報告を調査し、全国における審査の結果を告示するものとする。

(三) 有効投票の過半数が罷免を可とする裁判官は、右の告示があつた時に、当然罷免されるものとする。

三 審査前の措置

内閣総理大臣は、審査の期日前十日までに、審査に付される裁判官の氏名を告示するものとする。

四 審査又は罷免の効力に関する訴訟

(一) 審査又は罷免の効力に関して異議ある者は、審査長を被告として、審査の結果の告示の日から三十日以内に、弾劾裁判所に出訴することが出来るものとする。

右の訴についての訴訟手続は、弾劾裁判所の定めるところによるものとする。

(二) 審査が本法の規定に違反するときは、或る裁判官について審査の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限つて、弾劾裁判所はその裁判官についての審査の無効を判決するものとする。

右の規定によつて審査の無効の判決があつた場合においては、その後、初めて行はれる衆議院議員総選挙の際その裁判官について更に審査を行ふものとする。

- 一 本法は、違法な行政処分、取消又は変更を求める訴訟について適用する民事訴訟法の特別を定めるものとする。
 - 二 訴は、処分庁を被告とするものとする。但し、審査の決定に対する訴は、審査請求人及び処分庁を当事者とするものとする。
 - 三 訴は、処分庁の所在地の裁判所の管轄に專屬するものとする。但し、審査の決定に対する訴は、決定庁の所在地の裁判所の管轄に專屬するものとする。
 - 四 訴は、行政処分に対して訴願することができるときにおいても、訴願を経ないでこれを提起することができるものとする。但し、法律の規定によつて、審査の決定を経なければ出訴することができないものと定められた場合は、此の限りでないものとする。
- 訴訟の繫属中、同一事件についての訴願は、その審理を中止しなければならないものとする。

- 五 訴願の裁決に対しては、その裁決によつて、あらたに不服の理由が生じた場合でなければ、訴を提起することができないものとする。
- 六 出訴期間は処分を受けた日から六十日とする。
- 七 審査の決定又は訴願の裁決に対する訴の出訴期間は、決定書又は裁決書の交付を受けた日から三十日とすること。第三者から訴を提起する場合の出訴期間は、処分、決定又は裁決の公示の日から起算するものとする。
- 八 右の場合において、公示を必要としないものについての出訴期間は、処分、決定又は裁決のあつたことを知つた日から起算するものとする。但し、処分、決定又は裁決のあつた日から一年を経過したときは、訴を提起することができないものとする。
- 九 審査の請求をした者は、請求の日から六箇月を経過した後は、決定書の交付を受けた場合においても、以下の決定があつたものとして、訴を提起することができるものとする。
- 十 右の場合において、訴の提起のあつた後は、審査の決定をすることができないものとする。

八 処分、取消又は変更を求める訴には、其の請求と關聯する原状回復、損害賠償、損失補償その他の請求（以下「關聯請求」と稱する）を併合することができるものとすること。但し、高等裁判所の管轄に屬する訴については、關聯請求の被告の同意がある場合に限るものとすること。

九 關聯請求について出訴期間内に訴を提起した者が、その審議中に処分、取消又は変更を求める訴を提起したときは、その訴もまた出訴期間内に提起したものとみなすものとする。

十 原告は、被告とすべき行政庁を誤つた場合においては、訴訟の審議中、これを変更することができるものとすること。

右によつて被告を変更したときは、出訴期間については最初に訴を提起したときに、新しい被告に対する訴を提起したものとみなすものとする。

(二) 裁判所は、必要と認めるときは、職權で訴訟の結果について利害關係のある行政庁その他の第三者を、訴訟に参加させることができるものとすること。

行政庁の職員は、その庁の訴訟代理人となることができるものとすること。

(三) 口頭弁論の期日に、当事者の一方又は双方が出頭せず、又は出頭しても弁論をしない

場合においては、裁判所はその者の提出した訴状、答弁書、その他の準備書面に記載した事項及び従前の口頭弁論の結果を斟酌して、裁判をするに熟するものと認めたときは、口頭弁論を終結することができるものとすること。

(四) 行政庁又は公共的な團體は、裁判所の許可を得て、公共の福祉を支持するため、口頭弁論において意見を述べることができるものとすること。

(五) 認諾及び自白に關する規定は、これを適用しないものとする。

裁判所は職權で、証拠を取調べ、また当事者が主張しない事實をも斟酌することができるものとすること。

(六) 訴訟の審議する裁判所は、必要と認めるときは、何時でも、由立により又は職權で、行政処分の執行の停止その他必要な処分を命じ、またその命令を取消し又は変更することができるものとすること。

(七) 請求が理由ある場合において、裁判所は、一切の事情を斟酌して行政処分を取消し又は変更することが相当でないと認めるときは、これに代へて、損失補償、除害施設、その他の措置を命ずる判決をすることができるものとすること。

第三者に対して前項の措置を命ずる必要がある場合には、その者を訴訟に参加させな

ければならないものとする。

(六) 審査の決定に対する訴について、原決定を取消する場合においては、裁判所は、審査の請求について自ら判決するものとする。

但し、原決定庁に更に整理をさせることが相当であると認めるときは、事件を原決定庁に差戻すことができるものとする。

(七) 確定判決は、その事件について、關係行政庁を拘束するものとする。

裁判官弾劾法案案

(昭二一、九、四印)

一 弾劾の事由

裁判官の弾劾による罷免は、左の場合において、これを行ふものとする。

イ、著しく職務を怠つたとき

ロ、著しく品位を辱しめる行為をしたとき。

二 弾劾の組織

一 弾劾は、訴追委員会の罷免の訴追に基き、弾劾裁判所の裁判によつて、これを行ふものとする。

二 何人も、裁判官について弾劾の事由があると認めるときは、訴追委員会にその旨を申告することができるものとする。

三 弾劾裁判所

一 弾劾裁判所の裁判員は、衆議院議員及び参議院議員各七人を以てこれに充て、その一人を裁判長とするものとする。

二 右の裁判員及び裁判長の選任は、国会で定める方法によるものとする。

三 裁判長は、裁判に関する事務を掌理し、書記その他の職員を任命し、訴追委員会その他の外部に対して、弾劾裁判所を代表するものとする。

四 弾劾裁判所は、これを常置するものとする。

四 訴追委員会

一 訴追委員会は、衆議院議員二十人で、これを組織するものとする。

二 弾劾裁判所の裁判員である議員は、同時に訴追委員会の委員となることができないものとする。

四 委員の選任は、衆議院で定める方法によるものとする。

五 訴追手続

一 訴追委員会は、国会の閉会中でも、議事を開き議決することができるものとすること。

二 訴追委員会は、十五人以上の委員が出席しなければ、議事を開き議決することができないものとする。

三 訴追委員会の議事は、これを公開しないものとする。

四 訴追委員会は、官庁又は公者に対して、必要な調査を求めることができるものとする。

五 罷免の訴追は、出席した委員の過半数の意見によらなければ、これをなすことができないものとする。

六 訴追委員会は、裁判官の罷免の訴追を議決したときは、直ちに、弾劾裁判所に起訴状を提出し、その裁判官及び最高裁判所長官に対して、その旨を通知するものとする。

七 右の通知を受けた裁判官は、弾劾裁判所で訴追を却下し、又は棄却する裁判をしない限り、その職務を行ふことができないものとする。

八 訴追委員会は、委員の中から代表委員を選び、審判に立会わせるものとする。

六 審判手続

一 弾劾裁判所は、国会から独立してその職務を行ふものとする。

二 弾劾裁判所は、九人以上の裁判官が出席しなければ審判することができないものとする。

三 弾劾裁判所の審判は、公開の法廷で行ふものとする。但し、出席した裁判官の全員が、審理を公開しないことが適当であると認めたときは、この限りでないものとする。

四 弾劾裁判所は、申立により又は職権で、必要な証拠を取調べ又は地方裁判所にその取調べを委託することができるものとする。

五 証拠調については、刑事訴訟法の規定を準用するものとする。但し、弾劾裁判所は過料を科し、又は勾引を命ずることはできないものとする。

六 裁判官を罷免する判決は、出席した裁判官の三分の二以上の意見によらなければ、これをすることができないものとする。

内 事件の審判中に、議員の任期終了によつて、裁判員の員数が十人に満たなくなつたときは、後任の裁判員が選定されるまで、審判は中止されるものとする。こと。

七 本法に特別の定がない限り、審判手続は、彈劾裁判所の定めるところによるものとする。こと。

七 能免の判決の効果

裁判官は、能免の判決の宣告によつて罷免されるものとする。こと。

能免の判決を受けた者は、裁判官に任命される資格を失ふものとする。こと。但し、判決の宣告から五年を経過し、最高裁判所長官の請求により、彈劾裁判所が資格回復の決定をした後は、この限りでないものとする。こと。

司法制度調査資料 第三輯

米英に於ける司法官の俸給

司法事務官 位 野 木 益 雄

目 次

米 国 の 部

- 第一 聯邦裁判所の裁判官
 - 第二 聯邦検事
 - 第三 その他の聯邦官吏及び議員
 - 第四 各州最高裁判所の裁判官
 - 第五 紐育州裁判所の裁判官
 - 第六 紐育市の検事
 - 第七 紐育州のその他の官吏及び議員
- 英 国 の 部
- 第一 上級裁判所の裁判官

第二 下級裁判所の裁判官

第三 候選

第四 その他の官吏及び議員

参考資料

なほ俸給額の数字はいづれも一人の年額を示す

米国の部

第一 聯邦裁判所の裁判官

聯邦裁判所は合衆国の憲法法律及び条約に基いて発生する事件、及び外国の大使公使及び領事に関する事件、海軍裁判及び海上管轄に関する事件、合衆国が当事者たる訴訟、州を異にする市民間の訴訟等につき裁判権を有する

(一) 最高裁判所 (Supreme Court)

米国の最高裁判所 九人構成

首席判事 (一人)

一一〇、五〇〇弗

陪席判事 (八人)

一一〇、〇〇〇弗

(二) 巡回控訴院 (Circuit Courts of Appeals)

全国十巡回区に各一つ宛ある控訴裁判所 三人構成

巡回判事 (五〇人)

一一、五〇〇弗

(三) 地方裁判所 (District Courts)

全国八十三地区に各一つ宛ある第一審裁判所 道級制

地方判事 (一八〇人)

一〇、〇〇〇弗

(四) 請求裁判所 (Court of Claims)

合衆国を被告とする財産上の請求訴訟を管轄する裁判所 五人構成

首席判事 (一人)

一一、五〇〇弗

陪席判事 (四人)

一一、五〇〇弗

(五) 聯邦関税特許控訴院 (United States Court of Customs and Patent Appeals)

関税及び特許に関する事件の控訴裁判所 五人構成

首席判事 (一人)

一一、五〇〇弗

陪席判事 (四人)

一一、五〇〇弗

(六) 関税裁判所 (Customs Court)

徴税目の決定に対する異議申立事件等を管轄する裁判所 三人構成

首席判事(一人) 一〇、〇〇〇弗

判事(八人) 一〇、〇〇〇弗

(七) コロンビヤ区上訴裁判所 (Court of Appeals for the District of Columbia)
合衆国政府所在地たるコロンビヤ区の上訴裁判所、下級裁判所の判決に対する
上訴を管轄する 三人構成

首席判事(一人) 一二、五〇〇弗

陪席判事(五人) 一二、五〇〇弗

(八) コロンビヤ区裁判所 (District Court of the United States for the District
of Columbia)
コロンビヤ区に於ける第一等事件に付包括的管轄権を有する裁判所並成

首席判事(一人) 一〇、五〇〇弗

陪席判事(十一人) 一〇、〇〇〇弗

ハワイ其の他の属領裁判所は省略

第二 聯邦候選

(一) 地方候選(八十四人) 七、五〇〇弗乃至三、〇〇〇弗

但し内三名(紐育南部イリノイス北部及コロンビヤ地区)は一〇〇〇〇弗以下

(二) 補助候選(四一八人) 三五〇〇弗以下

但し内一名(ペンシルヴェニア北部地区)四、〇〇〇弗以下

又紐育南部、イリノイス北部地区は右制限適用なし

第三

その他の聯邦官吏及議員

大統領 七五、〇〇〇弗

副大統領(上院議長) 一五、〇〇〇弗

下院議長 一五、〇〇〇弗

両院議員 一〇、〇〇〇弗

各省長官 一五、〇〇〇弗

候選総長(司法長官) 一五、〇〇〇弗

司法次官 一〇、〇〇〇弗

司法省局部長 一〇、〇〇〇弗乃至七、五〇〇弗

第四

各州最高裁判所の裁判官

各州の裁判所は原則として聯邦裁判所の管轄に属せざる事件につき裁判権を有する

二、州名

- 一、ニューヨーク州
- 二、ニュージャージー州
- 三、ペンシルヴェニア州
- 四、イリノイ州
- 五、コネチカット州
- 六、マサチューセッツ州
- 七、オハイオ州
- 八、メリーランド州
- 九、カリフォルニア州
- 一〇、インディアナ州
- 一一、ミシガン州
- 一二、ウイスクンシン州
- 一三、ロードアイランド州
- 一四、ウエストヴァージニア州

〔判事数〕

- (七人)
- (九人)
- (七人)
- (七人)
- (五人)
- (七人)
- (七人)
- (八人)
- (七人)
- (五人)
- (八人)
- (七人)
- (五人)
- (五人)

〔津給(手当を含む)〕

- 二五、〇〇〇弗
- 一八、〇〇〇弗
- 一七、五〇〇弗
- 一五、〇〇〇弗
- 一二、〇〇〇弗
- 一二、〇〇〇弗
- 一二、〇〇〇弗
- 一一、五〇〇弗
- 一一、〇〇〇弗
- 一〇、〇〇〇弗
- 一〇、〇〇〇弗
- 一〇、〇〇〇弗
- 一〇、〇〇〇弗
- 一〇、〇〇〇弗

- 一五、フロリダ州
- 一六、テネシー州
- 一七、アリゾナ州
- 一八、ルイジアナ州
- 一九、メイン州
- 二〇、ノースカロライナ州
- 二一、テキサス州
- 二二、アラバマ州
- 二三、アーカンソー州
- 二四、デラウェア州
- 二五、アイオワ州
- 二六、ミシシッピ州
- 二七、ミズアリー州
- 二八、モンタナ州
- 二九、ネブラスカ州

- (五人)
- (五人)
- (三八)
- (五人)
- (八人)
- (五人)
- (三人)
- (七人)
- (五人)
- (五人)
- (七人)
- (六人)
- (七人)
- (五人)
- (七人)

- 九、六〇〇弗
- 九、〇〇〇弗
- 八、五〇〇弗
- 八、〇〇〇弗
- 八、〇〇〇弗
- 八、〇〇〇弗
- 八、〇〇〇弗
- 八、〇〇〇弗
- 七、五〇〇弗
- 七、五〇〇弗
- 七、五〇〇弗
- 七、五〇〇弗
- 七、五〇〇弗
- 七、五〇〇弗
- 七、五〇〇弗

三〇、ネヴァダ州	(三人)	七、五〇〇第
三一、オレゴン州	(七人)	七、五〇〇第
三二、ジョージア州	(六人)	七、〇〇〇第
三三、ミネソタ州	(五人)	七、〇〇〇第
三四、ヴァージニア州	(五人)	七、〇〇〇第
三五、ワシントン州	(九人)	七、〇〇〇第
三六、ワイオミング州	(三人)	七、〇〇〇第
三七、ニューハンプシャー州	(五人)	六、五〇〇第
三八、サウスカロライナ州	(五人)	六、五〇〇第
三九、カンサス州	(七人)	六、〇〇〇第
四〇、ニューメキシコ州	(三人)	六、〇〇〇第
四一、オクラホマ州	(九人)	六、〇〇〇第
四二、ノースダコタ州	(五人)	五、五〇〇第
四三、コロラド州	(七人)	五、〇〇〇第
四四、アイダホ州	(五人)	五、〇〇〇第

四五、ケンタッキー州	(七人)	五、〇〇〇第
四六、ユタ州	(五人)	五、〇〇〇第
四七、ヴァーモント州	(五人)	五、〇〇〇第
四八、サウスダコタ州	(五人)	四、八〇〇第
合 計	二八三人 (一人平均)	八、九八〇第五六

第五 紐育州裁判所の裁判官

(一) 上告裁判所 (Court of Appeals)

紐育州の最高裁判所 七人構成

判事首席 (一人)	二二、五〇〇第
判事	三、〇〇〇第
陪席判事 (六人)	二二、〇〇〇第
	三、〇〇〇第

(二) 高等裁判所控訴部 (Appellate Divisions of Supreme Court)

紐育州四控訴区に各一つ宛ある高等裁判所控訴部 五人構成
裁判長 (四人)

紐育市勤務 二八、五〇〇第

他地域勤務 一七、五〇〇 弗

陪席判事 (二四人)

紐育市勤務 二七、〇〇〇 弗

他地域勤務 一七、〇〇〇 弗

(三) 高等裁判所 (Supreme Court)

第一審裁判所として包括的な管轄権を有する 単独副

判事 (一二五人)

紐育市勤務 二五、〇〇〇 弗

他地域勤務 一五、〇〇〇 弗

(四) 請求裁判所 (Court of Claims)

州に対する請求に付管轄権を有する 単独副

首席判事 (一人) 一〇、〇〇〇 弗

判事 (五人) 一〇、〇〇〇 弗

(五) 其の他の下級裁判所 (紐育市関係のもののみを掲ぐ)

イ、市裁判所 (City Court of City of New York)

原則として訴額三十弗以下の民事事件に付制限的管轄権を有する第一審裁判所

首席判事 (一人) 一八、〇〇〇 弗

判事 (二十一人) 一七、五〇〇 弗

ロ、都市裁判所 (Municipal Court)

訴額一千弗以下の民事事件に付制限的管轄権を有する第一審裁判所

首席判事 (一人) 一一、八四〇 弗

判事 (六九人) 一〇、八四〇 弗

ハ、常時裁判所 (Court of General Sessions of the county of New York)

由紐育市及紐育郡に於ける総ての犯罪に付管轄権を有する刑事第一審裁判所

判事 (九人) 二五、〇〇〇 弗

ニ、郡裁判所 (County Courts)

常時裁判所管轄区域外の紐育市内の大罪に包括的管轄権を有する第一審裁判所

判事 (十一人) 二五、〇〇〇 弗

ホ、特別期間裁判所 (Court of Special Sessions in City of New York)

名誉毀損罪を除く総ての犯罪に付管轄権を有する第一審非記録裁判所

首席判事(一人) 一三、〇〇〇弗
判事(一六人) 一一、〇〇〇弗
ヘ、家庭裁判所 (Domestic Relations Court of the City of New York)
家庭関係事件に付管轄権を有する非記録裁判所
首席判事(一人) 一三、〇〇〇弗
判事(一一人) 一一、〇〇〇弗
ト、治安裁判所 (Magistrates Courts)
軽微犯罪事件につき管轄権を有する第一級非記録裁判所
首席判事(一人) 一三、〇〇〇弗
判事(四八人) 一〇、〇〇〇弗
チ、遺言承認裁判所 (Surrogates' Courts)
遺言書の検認、死者の財産管理に関する管轄権を有する
判事(六人) 二五、〇〇〇弗
内一人は 一五、〇〇〇弗

(一) 地方検事(五人) 二〇、〇〇〇弗
内一人は 八、六九〇弗
(二) 補助検事(七九人) 一二、〇〇〇弗乃至三、二五〇弗
内訳

一二、〇〇〇弗	一人	一一、〇〇〇弗	一人
一〇、〇〇〇弗	一〇人	九、〇〇〇弗	一人
八、六九〇弗	一人	八、〇〇〇弗	四人
七、五〇〇弗	九人	七、〇〇〇弗	五人
六、七五〇弗	二人	六、四四〇弗	二人
六、〇〇〇弗	一人	五、五四〇弗	二人
五、五〇〇弗	三人	五、〇〇〇弗	七人
(三) 補助検事代理(五四人) 六、五〇〇弗乃至一五〇〇弗			
内訳			
六、五〇〇弗	二人	六、〇〇〇弗	一人
五、五〇〇弗	二人	五、〇〇〇弗	二人

以下略

四、七五〇弗	一人	四、五〇〇弗	五人
四、〇〇〇弗	八人	三、八四〇弗	一人
三、七〇〇弗	四人	三、五〇〇弗	三人
三、〇〇〇弗	七人	以下略	

第七 紐育州のその他の官吏及議員

知事	二五、〇〇〇弗
副知事 (上院議長)	一〇、〇〇〇弗
検事長 (司法部長)	一二、〇〇〇弗
行政各部長	一二、〇〇〇弗
両院議員	二、五〇〇弗
紐育市長	二五、〇〇〇弗
同副市長	一三、〇〇〇弗

英國の部

第一 上級裁判所の裁判官

(一) 貴族院 (House of Lords)

本国に於ける最高裁判所、民刑事の上告事件、特別事件の第一審事件等を管轄する上院判事三人以上の列席により開廷

大法官 (Lord High chancellor) (一人) 一〇、〇〇〇磅

判事として 六、〇〇〇磅

貴族院議長として 四、〇〇〇磅

常任上告判事 (Lords of appeal in Ordinary) (七人) 六、〇〇〇磅

(二) 控訴院 (Court of Appeal)

高等法院又は下級裁判所の民事及行政事件の控訴事件を裁判する事件の重要度により全員、三人又は二人にて裁判する

大法官 (前掲)

高等法院長 (Lord chief Justice of England) (一人) 八、〇〇〇磅

控訴院上席部長 (Master of the Rolls) (一人) 六、〇〇〇磅

遺言離婚海事部長 (President of the Probate, Divorce and Admiralty Division) (一人) 五、〇〇〇磅

判事 (Lords Justices) (八人) 五、〇〇〇磅

判事 (Judges)

(六〇人)

二、〇〇〇磅

(二) 倫敦市及市長裁判所 (Mayor's and city of London Court)

当裁判所の判事は種々の資格に於て倫敦市に於ける民、刑第一審又は第二審事件の裁判権を有する

首席判事 (Recorder)

(一人)

四、〇〇〇磅

次席判事 (Common Sergeant)

(一人)

三、〇〇〇磅

判事

(二人)

一、五〇〇磅 二、〇〇〇磅

(三) 首都警察裁判所 (Metropolitan Police Courts)

倫敦市の首都区内に於て主として刑事の小事件を略式に取扱ふ、十数箇の裁判所 単独制

首席判事 (Chief Metropolitan Magistrate) (一人) 二、三〇〇磅

判事 (Magistrates) (二十七人) 二、〇〇〇磅

第三 検事

検事総長 (Attorney General)

(一人) 四、五〇〇磅

外に手数料一九三五年一六年度は 七、五一九磅

検事次長 (Solicitor General)

(一人) 四、〇〇〇磅

外に手数料一九三五年一六年度は

六、〇〇六磅

検事長 (Director of Public Prosecutions)

(一人) 二、五〇〇磅

(三) 高等法院 (High Court of Justice)

第一審又は第二審の民事刑事事件につき広汎多岐なる管轄権を有する、単独又は二人以上の合議により審理する

イ、衡平法部 (Chancery Division)

大法官 (前掲)

判事 (Judges)

(五人)

五、〇〇〇磅

ロ、王座部 (Kings Bench Division)

高等法院長 (前掲)

判事 (Judges)

(一九人)

五、〇〇〇磅

ハ、遺言臨海部 (Probate, Diverce and Admiralty Division)

部長 (前掲)

判事 (Judges)

(四人)

五、〇〇〇磅

第二 下級裁判所の裁判官（州裁判所以外は倫敦市関係のもののみ）

（一）州裁判所 (County Courts)

主として第一審民事事件に付制限的管轄権を有する、一部行政事件をも取扱ふ、イングランド及ウェールズに四百以上ある 単独制

副検事長 (Assistant Directors of Public Prosecutions)

(二人) 一人 一、六五〇磅乃至一、三六〇磅

一人 一、四〇〇磅乃至一、二〇〇磅

上級輔佐官 (Senior Legal Assistants)

(五人) 十、一〇〇磅乃至八五〇磅

輔佐官 (Legal Assistants)

(五人) 八五〇磅乃至六五〇磅

下級輔佐官 (Junior Legal Assistants)

(三人) 六二五磅乃至三一五磅

専任事務官 (Professional Officers) 及事務官 (Staff Officer) (各一人)

六五〇磅乃至五五〇磅

第四 その他の官吏及び議員

総理大臣

一〇、〇〇〇磅

各省大臣

五、〇〇〇磅

各省次官

三、〇〇〇磅

同政務次官

一、五〇〇磅

各省次官補

二、二〇〇磅

各省上級事務官

一、六五〇磅乃至一、四五〇磅

衆議院議長

五、〇〇〇磅

衆議院議員

六〇〇磅

倫敦市長

一、二、五〇〇磅

警視總監

三、〇〇〇磅

同副總監

一、二、二〇〇磅

参考資料

1. The Committee on Revision of the Laws of the House of Representatives, The Code of the Laws of the United States of America in force January

3. 1935, 1934 edition.

一' Department of Justice, Register of the Department of Justice and the Courts of the United States, thirtieth edition: 1938

三' United States Civil Service Commission, official Register of the United States 1935.

四' New York World Telegram, The World Almanac and Book of Facts for 1940.

五' The Special Committee on Salaries of Federal Judges, Judicial Salaries, a report of the Said Committee submitted at the meeting of the American Bar Association at Buffalo New York August 30-31, 1927.

六' Thompson's Laws of New York in force and effect January 4: 1939 Part 1, 2 and 1939 Supplement.

七' The City of New York, Budget for the Fiscal Year 1939-1940.

八' Joseph, Whitaker, an almanack for the Year of Our Lord 1939

九' R.M. Jackson, The Machinery of Justice in England 1940

十、奥田嘉治米英に於ける司法官の地位及其の待遇の研究」司法研究報告書第三十四輯
第一号

(昭和二十一年八月)

九月十一日 (水) 第九回 (第三回分) 総会
自 午後二時
至

議事録野口書記において作成のこと。

検察庁法要綱案

(昭二二、九、四、三味荘で。刑、別印)

第一 検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁(簡易裁判所に対応するもの)とすること。

司法大臣は、高等検察庁又は地方検察庁の事務の一部を取扱はしめるため、文部を

設けることができること。

第二 検察庁に検事を置くこと。

地方検察庁及び区検察庁には副検事を置くことができること。

第三 検事及び副検事は捜査及び公訴を実行し、刑事裁判の執行を指揮し、その他公益上必要な事項について法令の定める職務を行ふこと。

第四 最高検察庁の検事は最高裁判所の管轄に属する事項、高等検察庁の検事は高等裁判所の管轄に属する事項、地方検察庁の検事及び副検事は地方裁判所の管轄に属する事項、区検察庁の検事及び副検事は簡易裁判所の管轄に属する事項についてその職務を行ふこと。

司法大臣は簡易裁判所の管轄に属する事項についての検事の職務をその庁の検察補佐官又は司法官試補をして取扱はしめることができること。

司法大臣は簡易裁判所の管轄に属する事項については当分の間その庁の所在地の警察官をして検事の職務を取扱はしめることができること。

第五 最高検察庁に検事総長、高等検察庁に検事長、地方検察庁に検事正を置くこと。

検事二人以上をおいた支部又は区検察庁においては、その一人を上席検事とする

こと。

第六 検事総長は最高検察庁の長、検事長は高等検察庁の長、検事正は地方検察庁の長となり、その庁の行政事務を掌るとすること。

高等検察庁支部の一人の検事又は上席検事は検事長の、地方検察庁支部若しくは区検察庁の一人の検事又は上席検事は検事正の命をうけてその庁の行政事務を掌るとすること。

第七 検察庁の設置及び管轄区域は別に法律でこれを定めるとすること。

第八 検事は左の者よりこれを任用すること。

一 司法官試補として二年以上裁判所、検察庁及び弁護士会において実務を修習し且つ考試を経た者。

二 弁護士資格を有する者。

三 三年以上帝国大学令又は大学令による大学において法律学の教授若しくは助教たりし者又は専任教員として、法律学の教授を担任した者。

四 高等試験に合格した者で三年以上二級の内閣事務官、各省事務官又は地方事務官であつた者。

五、三年以上副検事であつた者。

前項第二号乃至第五号に規定した各職の在職年数は、これを通算すること。

第九 副検事は左の者より命令の定める委員会の銓衡を経てこれを任用すること。

一、三年以上二級の検察補佐官であつた者

二、三年以上二級地方事務官として庁府県の警察官であつた者。

三、三年以上二級の内閣事務官、各省事務官又は地方事務官であつた者。

四、高等試験に合格した者。

前項に規定した各職の在職年数はこれを通算すること。

三級の検察補佐官であつた者、三級地方事務官として庁府県の警察官であつた者又は三級の内閣事務官、各省事務官若しくは地方事務官であつた者については、その在職年数の半数を第一項各職の在職年数に通算することができること。

第十 左の各号の一に該当する者は、検事又は副検事に任ぜられることができないこと。

一、禁錮以上の刑に処せられた者。

二、懲戒の処分若しくは第十七の規定による委員会の決議によつて免官若しくは退官又は除

となつた者又は弁護士法によつて除名された者であつて免官若しくは退官又は除名後五年を経過しない者。

三、禁治産者及び準禁治産者。

四、破産者にして復権を得ない者。

第十一 検事は親任、一級又は二級とすること。

検事総長は親任検事をもつて内閣これを補すること。

検事長及び検事正は一級検事をもつてその他の検事の職は一級又は二級検事をもつて司法大臣これを補すること。

副検事は二級とし、その職は司法大臣これを補すること。

第十二 司法大臣は新任の検事を一時予備検事として地方検察庁又は区検察庁に勤務させることができること。

第十三 検事及び副検事は在職中左の諸件をなすことができないこと。

一、公然政事に關係すること。

二、政党の黨員又は政社の社員となること。

三、国会又は都府県市町村の議会の議員になること。

四、商業を営み又は営利を目的とする法人の役員となること。

第十四 検事総長の任期は四年とし再任を妨げないとする事。

第十五 一級検事が年齢六十五年に達したとき、二級検事又は副検事が年齢六十年に達したときは各退官とする事。

第十六 検事又は副検事が禁錮以上の刑に処せられたときは、その官を失ふとする事。

第十七 検事又は副検事が心神の故障により又は職務を不当に行ひ若しくは行はざることにより、その職務をとるに適さなくなつた場合には、委員会の決議を経て罷免せらるるものとする事。

第十八 前項の委員会に属する事項は別に法律で定めるとする事。

第十九 前三項の場合を除いては検事又は副検事は懲戒の処分によらなければ、その意に反して免官又は転官されることがないとする事。

第二十 検察庁に検察補佐官を置くとする事。

検察補佐官は二級又は三級とする事。

検察補佐官は検事及び副検事の補佐として、その指揮をうけ捜査に従事することとする。

前項のほか検察補佐官は審問に立会ひ、書類記録を調製保管し、上官の指揮をうけて検察庁の庶務を掌り、その他法令の定める事務を取扱ふとする事。

第二十一 二級検察補佐官は命令の定めるところにより、考試又は銓衡を経て、司法大臣これを任じ及びこれを補する事とする事。

三級検察補佐官は司法大臣の定めるところにより、考試又は銓衡を経て、最高検察庁においては検事総長、高等検察庁においては検事長、地方検察庁及びその管轄区域内の検察庁においては検事正これを任じ及びこれを補する事とする事。

第二十二 検察庁に通訳官を置くことができる事とする事。

通訳官は二級又は三級とする事。

通訳官の職は司法大臣これを補する事とする事。

第二十三 検察庁に鑑識官を置くことができる事とする事。

鑑識官は二級又は三級とする事。

鑑識官の職は司法大臣これを補する事とする事。

第二十四 司法大臣は捜査及び公訴の实行について検事及び副検事を指揮することとする事。

検事総長以外の検事及び副検事に対する前項の指揮は、検事総長を経由してこれ

を行ふとすること

第二十四 検事総長、検事長及び検事正は各々その庁及び管轄区域内の検事及び副検事を指揮する。但し、最高検察庁、高等検察庁及び地方検察庁その他の検事は事務取扱につき、何等の事件に拘らず特別の許可を受けずしてその庁の長を代理する権を有するとすること。

第二十五 検事総長、検事長及び検事正は、その庁及び管轄区域内の検察庁においてある検事又は副検事の取扱ふべき事務を自ら取扱ひ又はこれを他の検事又は副検事に移すことができることとする。

第二十六 区検察庁の首席検事又は一人の検事は、その庁の副検事を指揮することとする。

第二十七 検事又は副検事は、司法警察官又はその職務を行ふ者を指揮することとする。

司法省又は地方検察庁は内務省又は庁府県と協議して、庁府県の警察官中各地方検察庁の管轄区域内において司法警察官として勤務し、常時前項の指揮をうけ及びこれを執行するものを定めるとすること。

第二十八 司法大臣は検察庁を監督することとする。

第二十九 検事総長、検事長及び検事正は各その庁及び管轄区域内の検察庁を監督すると

すること。支部又は区検察庁の首席検事又は一人の検事は各その庁を監督するとすること。

第三十 検事総長、検事長及び検事正は、各その庁及び管轄区域内の検察庁の検事をして、監督事務の一部を取扱はしめることができることとする。

第三十一 検事総長、検事長、検事正又は支部若しくは区検察庁の首席検事に差支へあるときは、各その庁の検事は、司法大臣の定めた席次の順序によりこれを代理することとする。

検事一人の高等検察庁支部の検事に差支へあるときは、その庁を監督する検事長、検事一人の地方検察庁支部若しくは区検察庁の検事に差支へあるときは、その庁を監督する検事正は、その職務を代理する者を命ずることとする。

第三十二 司法警察官及びその職務を行ふ者に対する監督は前四条の例によるものとする。

第三十三 検察庁の事務取扱の延滞又は不適当な執務若しくは処分に対しては、利害關係人は一定期間内に直近上級の監督官庁に抗告することができる。但し、裁判所において取消又は変更を命ずることができる検事又は副検事の処分はこの限りでない。

いとする事。

抗告は原檢察庁を経由して、書面を以てこれをする事。

第三十四 抗告に対する処分は抗告申立人に通知する事。

第三十五 檢察庁の事務章程は司法大臣がこれを定めとする事。

第三十六 司法大臣は第二十八の監督事務を行ふため、相当員数の参与を置くことを得るものとする事。

(昭二一、九、九、刑別印)

檢察庁法要綱案中の修正案

檢察庁法要綱案の一部を次のやうに改める。

第四中「又は司法官試補」を削る。

第八 検事は左の者から、これを任用する事。

- 一 司法修習生(仮称)として実務を修習し、且つ、考試を経た者。
- 二 弁護士資格を有するもの。

三 三年以上帝国大学令又は大学令による大学において、法律学の教授、助教授又は、専任教員の職にあつた者。

検事は前項の外左の者から、命令の定めるところにより、考試を経て、これを任用する事。

- 一 三年以上副検事の職にあつた者。
- 二 高等試験に合格した者で、三年以上二級の事務官吏の職にあつた者。
- 三 高等試験に合格した者で、前項第三号及び第二号に掲げた職の二以上に在職し、その年数を通算して三年以上のもの。

第九の第三項を削る。

第十四に左の但書を加へる

但し、年齢六十五年に達したときは退官とする事。

第十五甲「六十五年」を「六十三年」とする事。

司法制度調査資料第二輯

リコールの制度について

司法省調査課

囑託 伊藤 正巳

一

リコール (国民解任) Recall は国民発案 Initiative 国民投票 Referendum と呼んで直接民主制の顕現せる制度である。それは通常の任期の満了前に公職に在る者を罷免せしめる点に於て、弾劾と軌を一にするのであるが、それが専ら国民一般の意志に直接基く点に於てこれと異り、弾劾が歴史的に極めて古い制度であつて、その有用性を近時喪失しつつあるに反し、リコールは極めて新しい制度で、むしろ未だその成果が試みられてゐるといふ域を出ないといつても過言ではない。

リコールなる罷免方法はアメリカに生れ且つ発展した制度である。それはアメリカ民主制の創造物であるといはれてゐる。併しそれに類似の制度が他国に存在しない訳ではない。

例へば瑞西に於ける召還権の (abberufungsrecht) や独逸ワイマール憲法の認める大統領のリコール、支那や市町村の議会の解散請求権の如きがそれである。併し瑞西のそれや独逸支那等のものは議會を全体として解散して了ふものであつて純粹のリコールとはいひ難く、大統領罷免制とともに實際的価値は大きくなく我々の注目を惹くに足りないである。

(註) 欧州各国の制度については、Zürcher, the Experiment with Democracy in Central Europe, Battelli, Les Institution de Democratie Directe 等参照。

二

かくて我々はリコール制が實際的効用を示してゐる唯一の国たるアメリカのそれを検討する必要がある。

アメリカのリコール制とは、「選挙民をして特別の投票によつて官吏を通常の任期満了前に罷免せしめ得る政治上の制度」である。

それは、官吏の職務は公衆の利益と密接に關聯する故に、その職に在る者が社会の利益に対する彼の義務を遂行しなくなつた場合には、その任期は終了せしめられるとの思想を表

現するものであり、人民は「丁度農夫がその雇人を解雇するのと同様に」官吏を解職出来るべきであるとの理論に基いてゐる。

この制度は建国の始め「聯邦の規約」

に於て、また

憲法會議でも問題になつたが採用に至らず十九世紀末の所謂進歩運動の一環として強く主張され一九〇四年ロサンゼルス市の憲章で始めて採用せられた。其の後主として太平洋岸の諸都市に及び、一九〇八年州としてオレゴン州が憲法中にとり入れた後、急速に元展をみた。一九二〇年頃には最も強い支持をうけたが、以後批判的空氣が濃くなりつつ現在に至つてゐる。目下採用せる州はオレゴン始め、十二州、都市では千以上に及び、十五州では州内の全都市に、二十三州では一部の都市にこの制度を採用すべきことを定めてゐる。大体全国的な制度と称してよいが、聯邦ではまだこれを採用するに至つてゐない。

三

リコールは新しい制度であるだけに、一の経験に徴して他に改善を加へ、更にその実績をみて次が修正するとの経過をとつたために、制度として区々を極めてゐて統一がない。併しその大綱とするところを略述してみたい。

リコールには次の五つの型がある。

一、公選される官吏（裁判官を除く）の解職。この形式は最も普及せるもので、通常リコールといへばこの型を指すといつてよい。

自ら選び出した選挙民が、当該官吏が無能や不当なことが分つた時これを解職するのは自然だからである。尤もこれに対しても官吏の独立性を害するとか政党的利益に濫用されるとかの反対はあるが、擁護論の方が、遙かに強い。

二、任命される官吏の解職。州としてはカンサス州のみで、他に少数の地方団体が用ひるに過ぎない。人民は選挙権なくも尚監督権は保有するとの思想に基くのであるが、反対論が強硬である。蓋し近代の行政の技術化は専門的知識を要するのであり、かかる知識の有無は選挙民のよく判断し得る限界を超えるものであるからである。併し他方近時益々公選制から任命制へと大勢が推移しつつあるとき、これをリコールの範圍外におくことはリコール制の実用性を損ずるものとも考へられよう。

三、裁判官の解職。最もはげしい批判の対象となつた。法の適用を民意に合致せしめる利益ありとはいへ、それは司法権の独立を害すること甚しく、裁判官をして専ら大衆の意に添はんとする虞を生ずるからである。一九一一年アメリカ弁護士協会は強硬な反対の決議をなし、又大統領タフトがアリゾナが憲法中に裁判官のリコールを含むの故を以て聯邦

加入を拒否した事例の如き、かかる反対を如実に示すものである。賛成者もかかる司法権の独立への脅威であることは認めるも、判事が違憲審査権を行使する場合は純粹の司法的機能でなく、むしろ本質的には政治的機能を果してゐるといふべく、かかる場合は人民への直接の責任を免れるべき理由はないと主張するのである。カリフォルニア、アリゾナ、オレゴン各州でこの制度は採用されているが、實際的に用ひられたのは少く且つ技術的判決に対してではなく行政的な行為に対して行はれている。

四、司法判決のリコール。右の如く判事解職に反対が強いため、その代案として作られたもので、違憲判決の政治性に鑑み、かかる判決についての人民の意志を問ふものである。むしろ政策形成の判決についてのレフェレンダムと謂えよう。コロラド州が採用している。五、勸告のリコール。聯邦の官吏に対するものでアリゾナでは州選出の国会議員及州内を管轄する連邦裁判官、ノース、ダゴタでは下院議員にこれを認める。併し連邦の官吏が議員は連邦法に基いて就任して居り、州から独立してゐるから、このリコールは単に勸告的たるに止まり實質的交果は僅少である。

四

リコールの手續は細目に至つては各州各都市で異つてゐるが、大体当初のカリフォルニ

アの形式に大同小異である。その概略は次の如くである（カルフォルニア憲法参照）。

先づ有権者がリコールの申立をする。これには罷免の理由を述べ投票を要求する旨記載する。そして一定数の有権者の署名が必要である。

前総選挙の全投票数が通常規準となり、その一割乃至五割の署名が要求されるが普通は二割か二割五分である。この署名数はリコール制に於て著しく重要で、高率に失すると実効性を失ひ低率に過ぎると濫用されるのである。申立が完成すると指定された官吏に提出され、一定期限内にそれが法律上瑕疵がないかを審査する。署名の不十分其他の瑕疵がありと認定すると、申立人に戻して追完される。尚提出されたとき、罷免を請求された官吏にこの旨通告する。申立書が要件を充して居れば一定官庁にそれを報告し、かくて投票日が定められる。

通常申立承認後三十日乃至六十日後である。

投票には三方法がある。第一は罷免請求をうけた在任者が他の候補者と通常の選挙と同様に争う形式である。

第二は一般に用いられているもので、投票用紙が二分され一方で罷免すべきや否やを投票し、解職を可とするものは、更に他方の列挙された候補者から、適當な後継者を選出する。

第三は同一投票とせず投票日には、罷免するか否かのみを決定し、罷免すべしと定つた場合、更に第二の選挙を行うか或は、他の任命方法で後継者を定める方法である。大多数は第二の型をとつて居り、投票用紙には、二百字以内で罷免の理由及びそれに対する答弁が印刷される。この形成は、一挙に後継者を決定する利益はあるが、投票者の心理から見て、在任者に著しく不利となる欠点ありといはれている。

尙当該官吏は申立ありたる時投票をまたずして辞任することが出来る。

五

右の如き略々その原型とも称すべき手続に対して種々の経験から修正案が提出された。そしてその中のあるものは既に実施せられてゐる。その主なものは次の如くである。

第一に有権者が発議し、申立書提出までを全く私人の行動に委ねるのは弊が多く何らかの形で公の官署が介入して不当な申立をこの段階で抑制すべきであると主張される。かくて少くとも十人位の有権者が署名して理由を述べたりコールの意図のあることを示す陳述書を提出して、署名付でこれを公示する方法が提議されている。更に署名が悪意や詐偽でなされるのを避ける方法が種々採用されつつある。

これには、従来の如く発議者が申立書を回付する方法を棄てて一定の公の場所に備へ置き

自発的にそこに出現して署名せしめる。(その場合署名必要数を減ずる) 方向に進むものと、悪意の署名に対し、弾力ある罰則を厳格に強行する方向に向うものとがある。

次いで必要署名数を得るために、時間的制限を置き、一定期間内にそれを得られなかつた際には、リコールが失敗に終つたとされるところもある。又手続が迅速に行われる要求も強く、単一投票用紙の方法の欠陥が既述の如くあるにも拘らず二段階的方法の採用はこのために躊躇されている。

最後に注目すべき意見として任命された官吏へのリコールの採用が説かれ、その際はカリフォルニア型の手続では不適當である事は明瞭なりとし、むしろ人民は一定署名数を得た申立を任命権ある者になし、任命権者又は後の委嘱をうけた委員会が罷免か否かを決定すると云ふ案が主張される (Ta, Sanis, Initiative, Referendum and Recall edited by

Manro, p. 319)

六

この制度の採用にあつて、最も危惧されたのは人民が濫にこれを用ひ、ために官吏が腰をおちつけて自己の職務をなし得なくなるのではないかその点にあつた、そこで可成り多くの抑制の手段がとられて官吏を保護して居る。その主なるものは、前記の悪意の署名の

処罰の他に、就任後六ヶ月乃至一年の期間を置いてその間にリコールの申立を禁ずる所が多い。又一任期内に一度リコールの試みが失敗に終つた場合は再度のリコールは制限又は禁止される。罷免を請求された官吏に申立に対する抗辯の機会を賦與する立法も少くない。更にリコールに対して争ふに要した費用はリコールが失敗に終れば補償されるのが通例である。

七

リコールも亦一の制度として批判の余地は少くない。
ハルの如きは徹底的にこの制度が不合理である点を強調している。

(Hall, Popular Government, chapter 9)

併し現実の作用をみれば惧れられた濫用のあとは殆どなく、民衆と政治の直接と云ふ直接民主制の眼目の達成に成功してゐるやうである。

リコールの事例は余り多くなく(州全体としては二回で大部分は小さな地域について行はれ、それも全部を通じて大体年平均六回位である)、むしろ伝家の宝刀の如き、役割をえんじてゐる。カリフォルニアに於ても、従前は政界は南部太平洋鉄道会社の支配下にあり、ボスの跳梁甚しかつたのが、この制度により矯正せられたと謂はれて居る。多方面の角度

からの検討による改善を経て、今後もアメリカに於て着実な発展を示すものと想像せられるのである。

(註) アメリカのリコールについてはその制度を施行する州の憲法、特にカリフォルニア州憲法二十三章一条オレゴン州憲法二条十八節が参照されるべきである。

文獻としては、

Blind and Ryan, The Recall of Public Officer.

Barnett, The Operation of the Initiative, Referendum H. Recall in

Oregon.

Munro, The Initiative, Referendum and Recall,

等が主要なものである。

以上

旧行政裁判法	行政事件に適用する民事訴訟法の特例に関する法律	改題の理由
一条から三条(行政裁判所の組織)	なし	
一四条(弁護士の特許)	なし	認許不要
一五条(出訴事項)	なし	制限せず
一六条(損害賠償の訴訟不受理)	なし	受理する
一七条(訴と訴願との関係)	④ 四条(訴と訴願との関係)	訴願を起し得るを改める
一八条(判決の拘束力)	④ 一九条(判決の拘束力)	同 旨
一九条(再審不許)	なし	再審を求め得る
二〇条(権限の自決)	なし	
二一条(判決執行嘱託)	なし	不要
二二条(出訴期間)	④ 六条(出訴期間)	裁決決定に対する期間を三十日に改める
二三条(処分の執行停止)	④ 一六条(処分の執行停止)	同 旨
二四条(訴訟提起)	なし	民訴二二三条による

二五条(訴状)	なし	民訴二二四条による
二六条(訴状副本)	なし	
二七条(裁決書による却下訴状補正)	なし	民訴二二八条による
二八条(訴状送達答弁書差出)	なし	民訴二二九条による
二九条(弁駁書再度の答弁書差出)	なし	民訴二四三条による
三〇条(訴状等の閲覧)	なし	
三一条(訴訟参加)	④ 一一条(強制参加)	大体同旨
三二条(訴訟代理人)	④ 一二条(訴状代理人)	大体同旨であるが範囲を広くする
三三条一項(口頭審問)	なし	民訴二三〇条一二五条による
二項(書面審理)	④ 一三条(当事者の不出頭)	一部改める
三四条(口頭審問)	なし	民訴二二五条から二二八条までに よる
三五条(公益弁護)	④ 一四条(公共の福祉の弁護)	範囲を広くする
三六条(対審判決の公開)	なし	裁判所法に譲る
三七条(公開禁止の決議の言渡)	なし	前 同
三八条(証拠調べ)	なし	民訴一三一条二六五条による

三九条（審判の中止）	なし	
四〇条（故障の申立）	なし	民訴の抗告にあたる
四一条（当事者の不出頭）	④ 一三条（当事者の不出頭）	一部改める
四二条一項（裁判宣告書）	なし	民訴一九一条一九三による
二項（印紙）	なし	印紙貼用を要する事に改める
四三条（民事訴訟法の準用）	なし	
行政事件に適用する民事訴訟法の特例に関する法律	旧行政裁判法	備考
一条（総則）		新設
二条（当事者）		新設
三条（土地の管轄）		新設
四條（訴と訴願との関係）	一七条	改める
五條（訴願の裁決に対する訴）		新設
六條（出訴期間）	二二条	改める
七條（審査の決定がないときの効果）		新設

八条（關聯請求）		
九条（關聯請求）		
一〇条（被告の変更）		
一一条（強制参加）	三一条	大体同旨
一二条（訴訟代理人）	三二条	大体同旨であるか範圍を広くする
一三条（当事者の不出頭）	三三条二項、四一条	一部改める
一四條（公共の福祉の弁護）	三五条	範圍を広くする
一五條（職権審理）		新設
一六條（処分の執行停止）	二三条	同旨
一七條（処分の取消等に代る措置を命ずる判決）		新設
一八條（審査の決定に対する判決）		新設
一九條（判決の拘束力）	一八条	同旨

昭和二十一年七月十七日

民法親族編及相続編の改正につき考慮すべき諸問題

一、家

1. 家の制度を如何にすべきか、
2. 戸主及戸主権の制度を如何に修正すべきか、
3. 戸主の家族に対する各種同意権、居所指定権等は之を廃止すべきか。
4. 家の問題に關係して戸籍法を如何に改正すべきか。

二、婚姻

1. 妻の無能力の制度を廃止すべきか。
2. 夫婦財産制は如何にこれを改むべきか。
3. 子に対する親権行使に付ては父母に差等を設けざるべきか。
4. 子の婚姻に付ての父母の同意は未成年の子の保護に必要な限度に限るべきか。
5. 離婚原因に付ては夫婦はこれを平等とすべきか（刑法姦通罪の問題とも關聯）
6. 同居義務に關する夫婦の差別的規定を改正すべきか。

三、相続

1. 家督相続の制度を如何に修正すべきか。
2. 相続順位に付て男女の差等はこれを廃止すべきか。
3. 財産に付ては均分相続を原則とすべきか。
4. 配偶者に財産に付ての相続権を認むべきか。
5. 遺言に依り処分し得る相続財産の限度を如何にすべきか。

民法改正要綱案

一一、七、三〇 第二小委員会決議

第一 民法上の「家」を廃止すること。

第二 繼父母と繼子、嫡母と庶子の間には法律上の親子關係を生ぜざるものとする事。

第三 姻族關係は婚姻の解消に因りて止むものとする事。

第四 養子縁組に基く親族關係は離縁に因つて止むものとする事。

第五 婚姻は両性の合意のみに基きて成立し成年者に付ては父母等の同意を要せざるものとする。未成年者が婚姻を為すには父母の同意を要するも、父母の孰れか一方の同意を得ること能はざるときは他の一方の同意を以て足るものとする。

第六 婚姻年齢を男は十八年以上、女は十六年以上とすること。

第七 妻は夫の姓を称すること、但し当事者の意思に依り夫が妻の姓を称するを妨げざるものとする。

第八 夫婦は同居し互に協力扶助すべきものとする。

第九 未成年者が婚姻したるときは成年に達したるものと看做す。

第十 妻の無能力に関する規定を削除すること。

第十一 夫婦法定財産制に関する規定を左の如く修正すること。

一、婚姻より生ずる費用は夫婦の資産、収入その他一切の事情を斟酌して適当に協力負担すること。

二、夫婦の一方が日常の家事に関し第三者と法律行為をしたときは他の一方は之に依りて生じたる債務につき連帯してその責に任ずること。

三、夫又は妻が婚姻前より有したる財産及び婚姻中自己の名に於て得たる財産は其の

特有財産とし夫婦の孰れに属するか分明ならざる財産は夫婦の共有と推定すること。

第十二 協議に依る離婚を為すには父母等の同意を要せざるものとする。

第十三 詐欺又は強迫に依る協議離婚の取消に関する規定を設くる。

第十四 裁判上の離婚原因を左の如く定むること。

一、配偶者に不貞の行為ありたる時

二、配偶者又は其の直系尊属より著しく不当の待遇を受けたるとき

三、自己の直系尊属が配偶者より著しく不当なる待遇を受けたるとき

四、配偶者の生死が三年以上分明ならざる時

五、其の他婚姻を継続し難き重大なる事由あるとき
裁判所は前項の事由あるとき雖も一切の事情を斟酌して相当と認むるときは離婚の請求を却下することを得るものとする。

第十五 父母が離婚するときは子の監護を為すべき者其の他監護に付必要なる事項は協議に依り之を定め、協議調はざるときは、裁判所之を定むるものとする。

第十六 離婚したる者の一方は相手方に対し相当の生計を維持するに足るべき財産の分与

を請求することを得るものとし、裁判所は当事者双方の資力其他一切の事情を斟酌して分与を為さしむべきや否や並に分与の額及方法を定むるものとする。

第十七 子は父の姓を称し、父の知れざる子は母の姓を称するものとする。

第十八 「庶子」の名称を廃止すること。

第十九 父が認知を為す場合は子の監護を為すべき者其他監護に付必要な事項は父母の協議に依り之を定め協議調はざるときは裁判所之を定むるものとする。

第二十 婿養子を廃止すること。

第二十一 遺言養子を廃止すること。

第二十二 未成年者を養子とするには裁判所の許可を要するものとする。

第二十三 養子縁組に付父母等の同意を要せざるものとする。

第二十四 養子は養親の姓を称するものとする。

第二十五 協議に因る離縁に付第十二及第十三に準ずること。

第二十六 裁判上の離縁原因を左の如く定むること。

- 一、他の一方又は其の直系尊属より著しく不当なる待遇を受けたとき
- 二、自己の直系尊属が他の一方より著しく不当なる待遇を受けたとき

三、養子の生死が三年以上分明ならざるとき

四、其他縁組を継続し難き重大なる事由あるとき。

裁判所は前項の事由あるときと雖も一切の事情を斟酌して相当と認むるときは離縁の請求を却下することを得るものとする。

第二十七 親権は未成年の子に対するものとする。

第二十八 父母共に在るときは親権は其の共同行使を原則とし第三者の保護に關しては別に適當なる規定を設くること。

父母が離婚するときは子に対し親権を行ふ者は父母の協議に依り之を定め、協議調はざるときは裁判所之を定むるものとする。

父が認知を為す場合も前項に準ずること。

第二十九 母の親権に付ての制限は撤廃すること。

第三十 親族会を廃止し、後見の監督機關としての親族会の権限は一部を後見監督人に、一部を裁判所に移すこと。

第三十一 後見監督人は指定後見監督人の外必要ある場合に裁判所之を選任するものとし、後見監督人なき場合に於ては其の権限は裁判所之を行ふものとする。

第三十二 家督相続を廃止すること。

第三十三 相続人の範囲及相続順位は配偶者の外(一)直系卑属(二)直系尊属(三)兄弟姉妹とし配偶者は左記に依り相続人となるものとする。

一、直系卑属あるときは子と同順位

二、直系卑属なきときは直系尊属と同順位

三、直系卑属、直系尊属共になきときは兄弟姉妹と同順位

四、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹共になきときは単独

第三十四 代襲相続は直系卑属及び兄弟姉妹のみに付之を認むること。

第三十五 系譜、祭具及墳墓の所有権は被相続人の指定又は慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき者に専属するものとする。

第三十六 同順位の相続人数あるときは各自の相続分は相均しきものとする、但し嫡出に非ざる子の相続分は嫡出子の相続分の二分の一とし配偶者の相続分は左の通りとすること。

一、直系卑属及配偶者が相続人なるときは三分の一

二、配偶者及直系尊属が相続人なるときは二分の一

三、配偶者及兄弟姉妹が相続人なるときは三分の二

第三十七 遺産の分割に付共同相続人間に協議調はざるときは其の分割を裁判所に請求し得るものとし、其の手続は非訟事件手続法に依るものとする。

前項の場合に於て裁判所は遺産の全部又は一部に付期間を定めて分割を禁ずることを得るものとする。

第三十八 遺留分は左の通りとすること。

一、直系卑属のみが相続人なるとき並に直系卑属及配偶者が相続人なるときは二分の一

二、其の場合には三分の一

第三十九 遺言の方式に関する規定中従軍中の軍人軍属及海軍艦船中に在る者に付ての特例方式に関するものを削除すること。

第四十 民事法に関する憲法改正案の大原則を民法中に明文を以て掲ぐる。

第五

(小數意見)

未成年者に付ても父母等の同意を要せざるものとする。

第三十六

(少數意見)

配偶者の相続分を左の通りとすること。

- 一、直系卑属及配偶者が相続人なるときは嫡出の子の相続分に同
- 二、配偶者及直系尊属が相続人なるとき並に配偶者及兄弟姉妹が相続人なるときは相続財産の全部に対する二分の一

第七回總會提案

民法改正案要綱 (昭和二十一年八月十五日)

豊原委員案

第一 家ノ制度ハ之ヲ存置シ家ニ属スル系譜、祭具及ビ墳墓ノ所有權ハ戸主ニ帰属セシメ、之等ハスベテ家督相属ノ各体トシテ戸主タル地位ノ承継ト共ニ相続セラルルモノトスルコト

第二 家督相続ノ制度ハ第一ノ限度ニ於テ之ヲ認メ財産相続ハ同順位者ノ均分相続ヲ原則トスルコト、但シ嫡出ニ非ザル子ハ嫡出子ノ二分ノ一トスルコト

第三 相続人排除ノ手續ヲ簡易化スルノ外被相続人ノ最終意思ニ絶対ノ効力ヲ認メ被相続人ハ法定相続人ノ有無ニ拘ラズ、生前行為又ハ遺言ヲ以テ家督相続人ヲ指定スルコトヲ得ルモノトスルコト

第四 被相続人ガ遺言ヲ以テ処分シ得ル相続財産ノ限度ニ付キテハ何等ノ制限モ加ヘサルコト、徒テ法定相続人ノ遺留分ハ之ヲ認メサルコト

民法改正要綱案

(昭和二一、八、一五 民印)

第一(第一) 民法の戸主及家族に關する規定を削除し親族共同生活を現実に即して規律すること。(第八、第十六、第十八、第二十五、第三十三等参照)

第二(第三十二、第三十五) 米譜、祭具及墳墓の所有權は被相続人指定又は慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき者之を承継するものとする。

其の他の財産は遺産相続の原則に従ふものとする。

第三(第二) 継父母と継子、嫡母と庶子の間は舅姑と嫁の間の法律關係と同じくすること。

第四(第三) 姻族關係は夫婦共に婚姻の解消に因りて止むものとする。

第五(第四)

第六(第五)

第七(第六)

第八(第七) 夫婦は共に夫の氏を稱するものとする。但し入夫婚姻に該する場合に於て當事者の意思に依り妻の氏を稱するを妨げざるものとする。

第九(第八)

第十(第九)

第十一(第十)

第十二(第十一)

第十三(第十二)

第十四(第十三)

第十五(第十四) 裁判上の離婚原因を左の如く定むること。

一 配偶者に不良の行為ありたる時

二 配偶者又は其の直系尊屬より著しく不当の待遇を受けたるとき

三 自己の直系尊屬が配偶者より著しく不当なる待遇を受けたるとき

四 配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき

五 其の他婚姻を継続し難き重大なる事由あるとき

裁判所は前項の事由あるときと雖も一切の事情を斟酌して婚姻の継続を相当と認むるときは離婚の請求を却下することを得るものとする。

第十六(第十五) 父母が離婚するときは子の氏及子の監護を為すべき者其の他監護に付必要なる事項は協議に依り之を定め、協議調はざるときは、裁判所之を定むるものとする。

ること。

第十七(第十六)

第十八(第十七) 子は父の氏を称し父の知れざる子は母の氏を称するものとする。

第十九(第十八)

第二十(第十九)

第二十一(第二十)

第二十二(第二十一)

第二十三(第二十二)

第二十四(第二十三)

第二十五(第二十四) 養子は養親の氏を称するものとする。

第二十六(第二十五)

第二十七(第二十六) 裁判上の離縁原因を左の如く定むること。

- 一 他の一方又は其の直系尊属より著しく不当なる待遇を受けたるとき
- 二 自己の直系尊属が他の一方より著しく不当なる待遇を受けたるとき
- 三 養子の生死が三年以上分明ならざるとき

四 其の他縁組を継続し難き重大なる事由あるとき

裁判所は前項の事由あるときと雖も一切の事情を斟酌して縁組の継続を相当と認むるときは離縁の請求を却下することを得るものとする。

第二十八(第二十七)

第二十九(第二十八)

第三十(第二十九)

第三十一(第三十)

第三十二(第三十一)

第三十三 氏を同じくする直系姻族の間に於ても扶養の権利義務を認むること

第三十四(第三十三)

第三十五(第三十四)

第三十六(第三十六)

第三十七(第三十七)

第三十八(第三十八)

第三十九(第三十九)

民法改正要綱案

(二一、八、一九、民印)

第一 民法の戸主及び家族に関する規定を削除し親族共同生活を現実に即して規律すること。(第八、第十六、第十八、第二十五、第三十三等参照)

第二 系譜、祭具及墳墓の所有権は被相続人の指定又は慣習に従ひ祖先の祭祀を主宰すべき者之を承継するものとする事。

其の他の財産は遺産相続の原則に従ふものとする事。

第三 継父母と継子、嫡母と庶子の間は舅姑と嫁の間の法律関係と同じくすること。

第四 姻族関係は夫婦共に婚姻の解消に因りて止むものとする事。

第五 養子縁組に基く親族関係は、離縁に因つて心むものとする事。

第六 婚姻は両性の合意にのみ基きて成立し成年者に付ては父母等の同意を要せざるものとする事。

未成年者が婚姻を爲すには父母の同意を要するも父母の孰れか一方の同意を得ること能はざるときは他の一方の同意を以て足るものとする事。

第七 婚姻年令を男は十八年以上、女は十六年以上とすること。

第八 夫婦は共に夫の氏を称するものとする事、但し入夫婚姻に該る場合に於て当事者の意思に依り妻の氏を称するを妨げざるものとする事。

第九 夫婦は同居し互に協力扶助すべきものとする事。

第十 未成年者が婚姻したるときは成年に達したるものと看做す事。

第十一 妻の無能力に関する規定を削除すること。

第十二 夫婦法定財産制に関する規定を左の如く修正すること。

一 婚姻より生ずる費用は夫婦の資産、收入其の他の一切の事情を斟酌して適当に協力負担すること。

二 夫婦の一方が日常の家事に換し第三者と法律行為を爲したるときは他の一方は之に依りて生じたる債務につき連帯して其の責に任ずること。

三 夫又は妻が婚姻前より有したる財産及婚姻中自己の名に於て得たる財産は其の特有財産とし夫婦の孰れに屬するか分明ならざる財産は夫婦の共有と推定すること。

第十三 協議による離婚を爲すには父母の同意を要せざるものとする事。

第十四 詐欺又は強迫に依る協議離婚の取消に關する規定を設くる事。

第十五 裁判上の離婚原因を左の如く定むる事。

一 配偶者に不貞の行爲ありたる時。

二 配偶者又は其の直系尊屬より著しく不当の待遇を受けたる時。

三 自己の直系尊屬が配偶者より著しく不当なる待遇を受けたる時。

四 配偶者の生死が三年以上分明ならざる時。

五 其の他婚姻を継続し難き重大なる事由ある時。

裁判所は前項の事由ある時と雖も一切の事情を斟酌して婚姻の継続を相当と認むるときは離婚の請求を却下することを爲るものとする事。

第十六 父母が離婚するときは子の氏及子の監護を爲すべき者其の他監護に付必要なる事項は協議に依り之を定め、協議調はざるときは裁判所之を定むるものとする事。

第十七 離婚したる者の一方は相手方に対し相当の生計を維持するに足るべき財産の分与を請求することを得るものとし、裁判所は当時者双方の資力其の他一切の事情を斟酌して分与を爲さしむべきや否や並に分与の額及方法を定むるものとする事。

第十八 子は父の氏を称し、父の知れざる子は母の氏を称するものとする事。

第十九 「庶子」の名称を廃止する事。

第二十 父が認知を爲す場合は子の監護を爲すべき者其の他監護に付必要なる事項は父母の協議に依り之を定め協議調はざるときは裁判所之を定むるものとする事。

第二十一 婚養子を廃止する事。

第二十二 遺言養子を廃止する事。

第二十三 未成年者を養子にするには裁判所の許可を要するものとする事。

第二十四 養子縁組に付父母等の同意を要せざるものとする事。

第二十五 養子は養親の氏を称するものとする事。

第二十六 協議に因る離縁に付第十三及第十四に準ずる事。

第二十七 裁判上の離縁原因を左の如く定むる事。

一 他の一方又は其の直系尊屬より著しく不当なる待遇を受けたる時。

二 自己の直系尊屬が他の一方より著しく不当なる待遇を受けたる時。

三 養子の生死が三年以上分明ならざる時。

四 其の他縁組を継続し難き重大なる事由ある時と雖も一切の事情を斟酌して縁

組の継統を相当と認むるときは離縁の請求を却下することを得るものとする
と。

第二十八 親権は未成年の子に対するものとする。

第二十九 父母共に在るときは親権は其の共同行使を原則とし、第三者の保護に關しては別に適當なる規定を設けること。

父母が離婚するときには子に対し親権を行ふ者は父母の協議に依り之を定め、協議調はさるときは裁判所之を定めるものとする。

父が認知を爲す場合も前項に準ずること。

第三十 母の親権に付ての制限は撤廃すること。

第三十一 親族会を廃止し、後見の監督機關としての親族会の権限は一部を後見監督人に、一部を裁判所に移すこと。

第三十二 後見監督人は指定後見監督人の外必要ある場合に裁判所之を選任するものとし、後見監督人なき場合に於ては其の権限は裁判所之を行ふものとする。

第三十三 氏を同じくする直系姻族の間に於ても扶養の權利義務を認むること。

第三十四 相続人の範圍及相続順位は配偶者の外(直系卑屬)直系尊屬(兄弟姉妹)とし配

両者は左記に依り相続人となるものとする。

一 直系卑屬あるときは子と同順位

二 直系卑屬なきときは直系尊屬と同順位

三 直系卑屬直系尊屬共になきときは兄弟姉妹と同順位

四 直系卑屬、直系尊屬兄弟姉妹共になきときは単独、

第三十五 代襲相続は直系卑屬及兄弟姉妹のみに付之を認むること。

第三十六 同順位の相続人数あるときは各自の相続分は相均しきものとする、但し嫡出に非ざる子の相続分は嫡出子の相続分の二分の一とし配偶者の相続分は左の通りとすること。

一 直系卑屬及配偶者が相続人なるときは三分の一

二 配偶者及直系尊屬が相続人なるときは二分の一

三 配偶者及兄弟姉妹が相続人なるときは三分の二

第三十七 遺産の分割に付共同相続人間に協議調はさるときは其の分割を裁判所に請求し得るものとし、其の手続は非訟事件手続法に依るものとする。

前項の場合に於て裁判所は遺産の全部又は一部に付期間を定めて分割を禁ずる

ことを得るものとする。

第三十八 遺留分は左の通りとすること。

一 直系卑属のみが相続人なるとき並に直系卑属及配偶者が相続人なるときは二分の一

二 其の場合は三分の一

第三十九 遺言の方式に関する規定中従軍中の軍人軍属及海軍艦船中に在る者に付ての特
別方式に関するものを削除すること

第四十 民法に關する憲法改正案の大原則を民法中に明文を以て掲ぐることを。

(二二、九、七)

戸籍法改正要綱案

第一 戸籍は市町村の区域内に本籍を定めたる者に付夫婦及び子其の他民法に依り之と氏
を同じくする者(配偶者ある者を除く)を単位として之を編製するを原則とするこ

と。

第二 戸籍には左の事項を記載するものとする。

一 氏名

二 本籍

三 出生の年月日

四 戸籍に記載せらるる原因及び其の年月日

五 実父母の氏名及び実父母との続柄

六 養子なるときは前号に掲ぐる事項の外養親の氏名

七 夫婦については夫又は妻なることの表示

八 他の戸籍より入りたる者については其の戸籍の表示

九 後見人又は保佐人ある者については後見人又は保佐人の氏名、本籍並に其の就職及

び任務終了の年月日

十 其の他身分に関する事項

第三 新戸籍の編製は左の場合に於て爲すものとする。

一 婚姻の届出ありたるとき但し婚姻に因りて氏を改めざる者に付既に新戸籍を編製し

たる場合を除く

二 婚姻又は養子縁組に因り氏を改めたる者が離婚、離縁又は婚姻若くは縁組の取消に因り婚姻又は縁組前の氏に復する場合に於て婚姻又は縁組の当時の戸籍が既に戸籍簿より除かれたるとき

三 配偶者ある外国人が認知に因り日本の国籍を取得したるとき

四 外国人が帰化したるとき

五 分籍又は就籍の届出ありたるとき

第四 民法に依り父の氏を称する子は父の戸籍に入り、母の氏を称する子は母の戸籍に入るものとし、民法に依り氏の変更を生じた者は新戸籍を編製する場合及び配偶者ある場合を除くの外変更後の氏の戸籍に入るものとする。

第五 成年者は分籍を爲すことを得るものとする。

第六 隠居、家督相続、推定家督相続人の廃除、家督相続人の指定、入籍、離籍、復籍拒絶、廃家、絶家、分家、廃絶家再興、族称の変更及び勲爵の届出に関する規定を削除すること。

第七 届書其の他の書類に戸籍の表示を必要とする場合に於ては戸籍に記載したる者の中

筆頭の者の氏名及び本籍を以て之を表示するものとし、其の者を戸籍より除きたる後も亦同じきものとする。

第八 現行法に依り編製したる戸籍は改正法施行後は改正法に依り編製したるものと看做すこと。

前項の戸籍に記載せられたる事項にして改正法に依り記載を要せざるものは其の記載なきものと看做すこと。

(総則)

第一、次の一項は、大体においてこれを承認するも、今回の刑法改正についてはその決議を留保し、刑法の全面的改正に対する参考として、これを当局に送致すること。

刑は共同生活の規律を正し、社会秩序を保全するを目的とするものにしてその性質上報復的害悪を加ふるを精神とするものに非ず、而して刑は犯罪事実に対し影響を及ぼし得るものに非ずして、犯罪人に対し機能を営むべきものなるが故に刑の適用においては、特に犯罪人の道徳的再生を趣旨とし、希望が恐怖よりも効果的なるものなることを十分に考慮すべき旨を明らかにするの規定を設くること。

第二、一、三年以下の懲役又は禁錮の言渡を受けた者に対し刑の執行を猶予することができ、
二、簡易裁判所においても刑の執行猶予を為し得るものとする。

第三、一個の行為が数個の罪名に触れ若しくは犯罪の手段、結果たる行為が他の罪名に触れ、又は連続した数個の行為が同一の罪名に触れるときは、これを数罪として処断するものとし、その刑はその最も重い罪につき定めたものによるものとする。

但し、憲法の規定との関係を考慮すること。

第四、裁判確定後再犯者たることを発見したときも改めて加重すべき刑を定めることができないものとする。

第五、刑の執行を終り又は刑の執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられることなく十年を経過したときは、刑の言渡はその効力を失ふものとする。

(罪)

第六、皇室に対する罪並びに皇居、神宮、皇陵等に対する罪の規定は現行のままとし、特に改正を加へぬこと。

第七、外患に関する罪の規定を改め、外国に通謀して、日本に対し武力行使を開始せしめた罪及び日本に対する武力侵略国に与してこれに軍事上の利益を与へた罪の規定を設けること。

第八、国交に関する罪の刑を改正刑法極案程度に引上げること。

第九、裁判所の審判の進行を妨げる目的を以て侮蔑又は喧噪の行為をした罪(仮案二一二条参照)の規定を設けること。

第十、姦通罪について

(第一案) 姦通罪の規定を廃止すること。

(第二案) 夫の姦通を妻の姦通と同様に処罰するものとする。

第十一 公務員職権濫用罪(刑法一九三条)特別公務員職権濫用罪(刑法一九四条)及び特別公務員暴行陵虐罪(刑法一九五条)の刑を仮案(一九二条乃至一九四条)程度に引上げること。

第十二 重大な過失により人を死傷に致した行為を業務上過失傷害及び致死と同様に取扱ふやうに刑法第二百十一条を改めること(仮案三五四条参照)

第十三 少年、少女の虐待、酷使に関する罪の規定を設けること。

第十四 一、脅迫罪(刑法二二二条)及び強要罪(刑法二二三条)の範囲を拡張し、その刑を引上げること。

二、これに伴ひ公務執行妨害罪、職務強要罪(刑法九五条)の刑を引上げること。

第十五 一、名誉毀損罪(刑法二三〇条)及び侮辱罪(刑法二三一条)の刑を相当程度引上げること。

二、出版物により名誉毀損罪を犯した者につき仮案四百十条のごとき規定を設けること。なほ、印刷物、貼札又はラヂオによる場合をも考慮すること。

(裁判所の管轄)

第一、被告人の現在地による土地管轄は国内に犯罪地又は被告人の住所若しくは居所のないときに限り、これを認めること。(刑訴第一条第一項参照)

(弁護)

第二、被疑者の弁護権を次の要領により認めること。

一、弁護人の選任

- イ、被疑者は弁護人を選任することができるものとする。
- ロ、被疑者の法定代理人、保佐人、直系尊属、直系卑属及び配偶者並びに被告人の属する家の戸主は、被疑者のため、独立して弁護人を選任することができるものとする。
- ハ、勾引又は勾留せられた被疑者には、弁護人を選任する機会を失はせないやう、特に考慮を払ふこと。(後記第二十により準用される第九参照)
- ニ、勾留中の被疑者であつて、貧困その他の理由により弁護人を選任することのできないものためには、官選弁護人を附するものとする。(後記第三参

照)

二、弁護権の範囲

- イ、勾留に対する異議申立権(後記第二十により準用される第十四参照)
- ロ、勾留の取消、保釈、責付、勾留の執行停止を請求する権利。(後記第二十により準用される第十二参照)

ハ、証拠保全請求権(後記第十八参照)

ニ、検事の押収、搜索、検証、鑑定に立会ふ権利(後記第二十により準用される

刑訴第一五八条、第一七八条、第二二七条参照)

ホ、弁護人は故意に捜査を妨げるやうな行動を採つてはならないものとする。

(なほ、証拠書類及び証拠物の閲覧、謄写権については後記第三十三参照)

第三 官選弁護の制度を次の要領により整備拡充すること。

- 一、被告人が貧困その他の理由によつて、弁護人を依頼することができないときには、裁判所は申請により、被告人のため弁護人を選任することができるものとする。
- (刑訴第三三四条、第三三五条は現行法通りとすること。)
- 勾留中の被疑者についても亦同様とすること。

二、官選弁護人は弁護士及び司法官試補の外、弁護士試補の中より、これを選任することができるものとする。

なほ簡易裁判所の管轄に属する事件の被疑者のためには、前項の規定によることが困難な場合に限り、裁判所書記の中からも弁護人を選任することができるものとする。

三、官選弁護人には、旅費、日当、止宿料、その他の費用を支給するものとし、なほ裁判所の相当と認めた報酬を支給することができるものとする。

前項の費用及び報酬は訴訟費用の一部とすること。

なほ貧困者のため、訴訟費用の負担を全部又は一部免除することができるものとする。 (後記第五十三参照)

第四 弁護人の数は原則として制限しないこと、但し、裁判所が特に必要と認めたときはこれを制限することができるものとする。

第五 被告人又は被疑者一人について数人の弁護人あるときは、主人弁護人を定めて裁判所又は検事に届出でなければならぬものとする。

前項の場合において弁護人に対する通知又は書類の送達に主任弁護人になせば足り

るものとする。

(書類)

第六 公判廷における被告人、証人等の訊問及び供述については、公判調書には、その供述の要領を記載すれば足りるものとする。 (刑訴第六〇条参照)

第七 訊問調書及び公判調書の作成については随時速記者を用ひることができるものとし、その速記録を調書に代人又は調書の一部とすることができるものとする。

なほ、録音器等の使用についても、考慮すること。 (刑訴第六五条参照)

(被告人の勾引及び勾留)

第八 次の場合にも、被告人を勾引又は勾留することができるものとする。

一、死刑又は無期若しくは短期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したと疑ふに足るとき。

二、再び罪を犯す虞があるとき。 (刑訴第八七条参照)

第九 被告人を勾引又は勾留したときは被告人に対し、直ちにその理由及び弁護人を選任することができることを告げなければならないものとする。 (憲法草案第三一条参照)

前項の場合に被告人が弁護人を指定して選任の申出をしたときは直ちにその申出を被告人の指定した弁護人に通知しなければならないものとする。

この場合において被告人が数名の弁護人を指定したときはその中の一名に通知すれば足りるものとする。

第十 被告人が特に弁護人を指定しないで、前項の申出をしたときはその旨を弁護士会に通知すれば足りるものとする。

第十一 被告人を勾留したときは、直ちに、被告人の法定代理人、保佐人、直系尊属、直系卑属及び配偶者並びに被告人の属する家の戸主の中、被告人の指定する者にその旨を通知しなければならないものとする。

被告人が既に弁護人を選任しているときは、前項の通知は、その弁護人にこれをなすものとする。

第十二 勾留状には勾留を必要とする理由をも記載しなければならないものとする。

勾留更新の決定にも勾留の継続を必要とする理由を示さなければならないものとする。

第十三 保釈、責付、勾留の執行停止の取消並びに接見及び文書の授受の禁止は検事の請求により、原則として相手方の意見を聞き、これを行ふものとする。

第十四 次の要領により、勾留に対する異議の申立を認める。

一、勾留せられた被告人又は弁護人等は勾留に対し地方裁判所又は簡易裁判所に異議を申立てることができるものとする。

二、異議の申立があつたときは、公判廷において訴訟関係人の陳述を聞き、決定しなければならないものとする。

三、異議の申立に理由があることを認めるときは勾留を取消さなければならないものとする。

のとする事。

四、異議の申立を却下する決定に対しては不服申立を認める事。（憲法草案第三条参照）

（被告人訊問）

第十五 被告人は自己に不利益な供述を拒むことができる旨を明かにすること。（憲法草案第三五条参照）

（押収及び搜索）

第十六 公判廷以外において押収又は搜索をする場合には押収すべき物又は搜索すべき場所、自体若しくは物を指定した令状を発しなければならないものとする事。

令状には被告事件及び押収又は搜索すべき理由を記載し裁判長がこれに記名捺印しなければならぬものとする事。

令状はこれを司法警察官に交付して、押収又は搜索をさせることができるものとする事。勾引状又は勾留状を執行する場合には令状なくして被告人の搜索を行ひ及びその場所で犯罪に係る物の押収、搜索を行ふことができるものとする事。

（憲法草案第三二条参照）

（検証）

第十七 公判廷以外において検証をする場合には、検証すべき身体、物又は場所を指定した令状を発ししなければならないものとする事。

令状には被告事件及び検証をなすべき理由を記載し裁判長がこれに記名捺印しなければならぬものとする事。（憲法草案第三二条参照）

（証拠保全請求権）

第十八

検事、被告人、被疑者及び弁護人に次の要領による証拠保全請求権を認める事。

一、被告人、被疑者又は弁護人は裁判所に対し証拠保全の申立をすることができるものとする事。

二、公訴提起後は検事も前項の申立をすることができるものとする事。

三、証拠保全の手續はほゞ民事訴訟法の規定に準じて、これを定める事。

（捜査）

第十九

捜査は検事及びその補助機関が、これを行ふものとする事。

捜査補助機関は検察庁の検察輔佐官を司法警察官とする外、ほゞ現行法通りとする事。

第二十 検事の強制捜査権は次の要領によりこれを認めること。

一、検事は捜査を行ふにあつて、強制の処分を必要とするときは、公訴の提起前に限り、押収、搜索、検証、被疑者の召喚、勾引及び勾留、被疑者及証人の訊問をなし、鑑定、通訳及び翻訳を命ずることが出来るものとする。

前項の処分については、別段の規定がある場合を除く外、裁判所が行ふ前項の処分に關する規定を準用するものとする。

二、検事のなした勾留の期間は一月とし、特に継続の必要があるときは区検察庁検事は検事正の許可、地方検察庁検事は検事長の許可を受けて、一箇月毎に勾留の期間を更新することが出来るものとする。但し通じて三箇月を超えることが出来ないものとする。

三、検事が証人、鑑定人、通事及び翻訳人を訊問する場合には、宣誓をさせることが出来ないものとする。

第二十一 司法警察官にも或る程度の強制捜査権を認めること。但し勾留の期間は十日を限度とすること。

第二十二 現行犯に關する強制処分についての規定は、整理して捜査の章に移すこと。

現行犯の場合には令状なくして犯人の逮捕、身体の搜索及び現場における押収、搜索、検証を行ふことができるものとする。

(公 訴)

第二十三 公訴権は検事がこれを行ふものとする原則は現行法通りとすること。

第二十四 告発にかかる事件についても、検事はその処分の結果を告発人に通知するものとする。 (刑訴第二九四条参照)

第二十五 公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人又は告発人の請求があつたときは、検事はその理由を告げなければならぬものとする。

第二十六 いはゆる人権蹂躪りん事件等については告訴人又は告発人の利益を保護するについて適切な方法を考慮すること。

(豫 審)

第二十七 豫審はこれを廃止すること。

(公判準備)

第二十八 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間に置くべき猶豫期間を延長して十日とすること。 (刑訴第三二一条参照)

第二十九 第一回公判期日の取調準備のため、裁判所は当時者の請求により、証人、鑑定人、通事又は翻訳人に対して召喚状を発するものとする。

前項の請求を却下する決定をするには、公判期日において当事者の意見を聞かなければならないものとする。

第三十 第二回以後の公判期日の取調準備のためには、裁判所は当事者の請求により又は補充的に職権によつて次の手続をなすことができるものとする。

一、証人、鑑定人、通事又は翻訳人に対して召喚を発すること。

二、証拠物又は証拠書類の提出を命ずること。

三、鑑定若しくは翻訳をなさしめ、又は押収、搜索若しくは検証をなすこと。

四、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めること。

前項の請求を却下する決定をするためには、公判期日において当事者の意見を聞かなければならないものとする。

(公判手続)

第三十一 証拠裁判主義(刑訴第三三六条参照)及び自由心証主義(同第三三七条参照)の規定は現行法通りとすること。但し、「何人も自己に不利益な唯一の証拠が本人

の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない」(憲法草案第三五条第三項参照)ものとする。

第三十二 証拠能力に関する規定をほゞ次のやうな趣旨に改めること。

一、証拠は左に掲げる場合を除く外、原則として、公判期日において直接に取調べたものに限るものとする。

(一) 公判期日において証拠を直接に取調べることができない場合又は若しくは困難な場合において、これに代る、検証調書、訊問調書、鑑定調書、鑑定書類その他の証拠書類。

(二) 公務員が職権で証明することができる事実について公務員が作つた書類。

(三) 前項の事実について外国の公務員が作つた書類であつて、その真正なことの証明があるもの。

二、証人その他の者の供述又はその供述を録取した書類はその供述に際して被告人にその訊問の機会が与へられた場合でなければ、原則としてこれを証拠とすることができないものとする。(憲法草案第三四条第二項参照)

三、証拠とすることについて、訴訟関係人に異議がないときは、一及び二の制限に

よることを要しないものとする。

四、「強制、拷問若しくは脅迫の下での自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない」ものとする。（憲法案）

第三十五条第二項参照）

第三十三 証拠能力のない証拠の提出又はその証拠調については当事者は異議を申立てることができるものとする。

第三十四 証拠を提出するには、提出すべき証拠の標目をあらかじめ相手方（被告人に弁護人があるときは弁護人）に通知しなければならないものとする。

前項の通知があつたときは、相手方は、その証拠を閲覧又は謄写することができるものとする。

前項の規定による閲覧の機会が与へられなかつた証拠については、相手方は著しく不利益を受けることを理由としてその提出につき異議を申立てることができるものとする。

第三十五 証拠調に関する規定を次のやうな趣旨に改める。

一、当事者は、証拠調の請求をすることができるものとし、この請求があつたとき

は、裁判所は、当事者の意見を聞いて、これを許すかどうかを決定すべきものとする。

裁判所は必要と認めるときは、職権により証拠調をすることができるものとする。

二、当事者の申出た証人、鑑定人、通事又は翻訳人は、当事者の双方がこれを訊問すべきものとし、その順序は、これを申出た当事者を最初とするものとする。裁判長又は陪席判事は、必要と認めるときは、何時でも、補充的に自ら訊問することができるものとする。

裁判所が補充的に職権によつて喚問の決定をした証人、鑑定人、通事又は翻訳人は、裁判長又は陪席判事が先づこれを訊問すべきものとし、当事者にもその訊問の機会を与へなければならないものとする。

三、証拠書類は、これを申出た当事者が朗読するものとし、裁判長は自ら朗読し又は裁判所書記をして朗読させることができるものとする。

四、証拠物は、これを申出た当事者が相手方に示すものとし、裁判長は自らこれを示し又は裁判所書記をして、これを示させることができるものとする。

第三十六 被告人訊問は、先づ検事が、これを行ふものとし、弁護人もこれを行ふことができるものとする。

裁判長又は陪席判事は必要と認めるときは何時でも補充的に自ら訊問することができるものとする。

第三十七 公判日における手続の順序はほゞ次のやうにすること。

一、裁判長による被告人の人達の有無を確かめるための訊問。

二、検事による被告事件の要旨の陳述。

三、公訴事実に対する被告人の意見の陳述。

四、被告人訊問及び証拠調。

(一) 被告人訊問及び検事の申出た証拠調。

(二) 被告人又は弁護人の申出た証拠の証拠調。

(三) 裁判所が職権によつて決定した証拠調。

五、当事者の弁論。

(公判の裁判)

第三十八 公判の裁判の種類は現行法通りとすること。

第三十九 有罪判決の判決書には、罪となるべき事実及び法令の適用を示さなければならぬものとする。

(控 訴)

第四十 控訴については全部現行法通りとすること。

(上 告)

第四十一 左の場合には、第二審の判決に対して上告することができるものとする。

一、原判決が憲法に違反すること又は原判決において法律、命令、規則、若しくは処分が憲法に適合するかないかについて不当な判断をしたことを理由とする。

二、前号の場合を除く外、法令の違反を理由とするとき、但しその違反が判決に影響を及ぼさないことが明白な場合を除く。

第四十二 第四十一ノ一の場合には、第一審の判決に対して、控訴をしないで、上告することができるものとする。

第四十三 上告裁判所は、上告趣意書、答弁書その他の書類によつて、上告の理由がないことが明白な場合には、弁論を経ないで判決で上告を棄却することができるものと

すること。

第四十四 上告審では事実の審理を行はないものとする。

第四十五 原判決が憲法に違反したことを理由とする上告を理由があるものと認めた場合において、その違反が判決に影響を及ぼさないときは、その違反した部分を破毀するものとする。

(抗 告)

第四十六 再抗告はこれを認めないものとする。

第四十七 高等裁判所の決定に対しては、抗告することができないものとし、高等裁判所に異議の申立を許すものとする。

第四十八 他に不服申立の方法のない決定については、原決定若しくはその手続が憲法に違反したことを理由とするとき又は原決定において法律、命令、規則若しくは処分が憲法に適合するかないかについて不当な判断をしたことを理由とするときに限り、最高裁判所へ不服の申立をする途を開く。

(憲法問題について最高裁判所の裁判を求める手続)

第四十九 下級裁判所は、適用すべき法律、命令若しくは規則又は判断すべき処分が憲法

に違反する疑いがあるときは、その点について最高裁判所の裁判を求めることができるものとする。

(大審院の特別権限に属する訴訟手続)

第五十 大審院の特別権限に属する訴訟手続は、これを廃止すること。

(再 審)

第五十一 被告人に不利益な再審(才四八六条等)は、これを廃止すること。

(略式手続)

第五十二 略式手続は、これを廃止すること。なほ簡易裁判所の新設と關聯し、簡易手続を考へること。

(裁判の執行)

第五十三 貧困者のため訴訟費用の支払を免除することができるものとする。

この場合には、判決の言渡をなした裁判所に対して申立をするものとする。

(私 訴)

第五十四 私訴は、これを廃止すること。

(裁判所の管轄)

被告人の現在地による土地管轄は、国内に犯罪地又は被告人の住所若しくは居所のないときに限り、これを認めること。(刑訴才一条才一項参照)。

(弁護)

第一 被疑者の弁護権を次の要領により認めること。

一、弁護人の選任

イ、被疑者は弁護人を選任することができるものとする。

ロ、被疑者の法定代理人、保佐人、直系尊屬、直系卑屬及び配偶者並びに被疑者の属する家の戸主は、被疑者のため、独立して弁護人を選任することができるものとする。

ハ、勾引又は勾留せられた被疑者には、弁護人を選任する機会を失はせないやう、特に考慮を払ふこと。(後記才二十により準用される才九参照)

二、勾留中の被疑者であつて、貧困その他の理由により弁護人を選任することのできないものためには、官選弁護人を附するものとする。(後記才三参照)。

第二 弁護権の範囲

イ、勾留に対する異議申立権(後記第二十により準用される第十四参照)。

ロ、勾留の取消、保釈、責付、勾留の執行停止を請求する権利(後記第二十により準用される第十二参照)。

ハ、証拠保全請求権(後記第十八参照)。

ニ、検事の押収、搜索、検証、鑑定に立会う権利(後記第二十により準用される刑訴第一五八条、第一七八条、第二二七条参照)

ホ、弁護人は故意に捜査を妨げるやうな行動を採つてはならないものとする。

(なほ証拠書類及び証拠物の閲覧、謄写権については、後記第三十四参照)

第三 官選弁護の制度を次の要領により、整備拡充すること。

一、被告人が貧困その他の理由によつて、弁護人を依頼することができないときには、裁判所は申請により被告人のため弁護人を選任することができるものとする。

(刑訴第三三四条、第三三五条は現行法通りとすること)。

勾留中の被疑者についても亦同様とすること。

二、官選弁護人は弁護士及び司法官試補の外弁護士試補の中より、これを選任すること

ができるものとする。

なほ簡易裁判所の管轄に属する事件の被疑者のためには、前項の規定によることが困難な場合に限り、裁判所書記の中からも弁護人を選任することができるものとする。

三、官選弁護人には、旅費、日当、止宿料その他の費用を支給するものとし、なほ裁判所の相当と認めた報酬を支給することができるものとする。

前項の費用及び報酬は訴訟費用の一部とすること。

なほ貧困者のため、訴訟費用の負担を全部又は一部免除することができるものとする。こと。（後記第五十三参照）

第四 裁判所は特に必要と認めたときは弁護人の数を制限することができるものとする。こと。但し二人以下のすることはできないものとする。

第五 被告人又は被疑者一人について数人の弁護人あるときは主任弁護人を定めて裁判所又は検事に届出なければならないとする。

前項の場合において弁護人に対する通知又は書類の送達主任弁護人になせば足りるものとする。

（書 類）

第六 公判廷における被告人、証人等の訊問及び供述については公判調書にはその供述の要領を記載すれば足りるものとする。こと。（刑訴第六〇条参照）。

第七 訊問調書及び公判調書の作成については随時速記者を用いることができるものとし、その速記録を調書に代へ又は調書の一部とすることができるものとする。こと。なお録音器等の使用についても考慮すること（刑訴六五条参照）。

（被告人の勾引及勾留）

第八 次の場合にも被告人を勾引又は勾留することができるものとする。

一、死刑又は無期若しくは短期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したと疑ふに足るとき

二、再び罪を犯す虞があるとき。（刑訴第八七条参照）

第九 被告人を勾引又は勾留したときは被告人に対し直ちにその理由及び弁護人を選任することができることを告げなければならないものとする。

（憲法草案第三一条参照）

前項の場合に被告人が弁護人を指定して選任の申出をしたときは直ちにその申出を被告

人の指定した弁護人に通知しなければならないものとする。此の場合において被告人が数名の弁護人を指定したときはその中の一名に通知すれば足りるものとする。

被告人が特に弁護人を選任しないで前項の申出をしたときはその旨を弁護士会に通知すれば足りるものとする。

第十 被告人を勾留したときは直ちに被告人の法定代理人、保佐人、直系尊属、直系卑属及び配偶者並びに被告人の属する家の戸主の中被告人の指定する者にその旨を通知しなければならぬものとする。

被告人が既に弁護人を選任しているときは、前項の通知はその弁護人にこれをなすものとする。

第十一 勾留状には勾留を必要とする理由をも記載しなければならないものとする。勾留更新の決定にも勾留の継続を必要とする理由を示さなければならないものとする。

第十二 勾留及び勾留の更新は検事の請求により勾留の取消、保釈、責付及び勾留の執行停止は検事、被告人、弁護人、被告人の法定代理人等の請求により原則として相手方の意見を聞き、これを行うものとする。

第十三 保釈、責付、勾留の執行停止の取消並びに接見及び文書の授受の禁止は検事の請求により、原則として相手方の意見を聞いてこれを行ふものとする。

第十四 次の要領により勾留に対する異議の申立を認めること。

一、勾留せられた被告人又は弁護人等は勾留に対し地方裁判所又は簡易裁判所に異議を申立てることができるものとする。

二、異議の申立があつたときは公判廷において訴訟関係人の陳述を聞き、決定しなければならぬものとする。この場合には被告人が出頭しなければ開廷することができないものとする。

検事は審理に先だち勾留の理由を告げなければならないものとする。検事、被告人、弁護人及び被告人以外の申立人に対しては第一項の期日を知照しなければならぬものとする。監獄の長その他被告人を拘禁する者に対し被告人を出頭させることを命ずることができるものとする。

三、異議の申立に理由があることを認めるときは、勾留を取消さなければならないものとする。

四、異議の申立を却下する決定に対しては不服申立を認めること。（憲法草案第三一条参照）。

(被告人訊問)

第十五 被告人は自己に不利益な供述を拒むことができる旨を明かにすること。(憲法草案第三五条参照)。

(押収及び搜索)

第十六 公判定以外において押収又は搜索をする場合には押収すべき物又は搜索すべき場所、身体若しくは物を指定した令状を発しなければならないものとする。

令状には被告事件及び押収又は搜索すべき理由を記載し裁判長がこれに記名捺印しなければならぬものとする。

令状はこれを司法警察官に交付して押収又は搜索をさせることができるものとする。

勾引状又は勾留状を執行する場合には令状なくして被告人の搜索を行い及びその場所で犯罪に係る物の押収、搜索を行ふことができるものとする。(憲法草案第三二条参照)

(検 証)

(検 証)

第十七 公判定以外において検証をする場合には、検証すべき身体、物又は場所を指定し

た令状を発しなければならないものとする。

令状には被告事件及び検証をなすべき理由を記載し裁判長がこれに記名捺印しなければならないものとする。(憲法草案第三二条参照)。

(証拠保全請求権)

第十八 検事、被告人、被疑者及び弁護人に次の要領による証拠保全請求権を認めること。

一、被告人、被疑者又は弁護人は裁判所に対し証拠保全の申立をすることができるものとする。

二、公訴提起後は検事も前項の申立をすることができるものとする。

三、証拠保全の手續は、ほぼ民事訴訟法の規定に準じてこれを定めること。

(捜 査)

第十九 捜査は検事及びその補助機関がこれを行ふものとする。

捜査補助機関は検察庁の検察輔佐官を司法警察官とする外は現行法通りとすること。

第二十 検事の強制捜査権は次の要領によりこれを認めること。

一、検事は捜査を行ふにあつて、強制の処分を必要とするときは公訴の提起前に限り押収・搜索・検証、被疑者の召喚、勾引及び勾留被疑者及び証人の訊問をなし鑑定、通訳

及び翻譯を命ずることが出来るものとする。

前項の処分については別段の規定がある場合を除く外裁判官の行ふ前項の処分に関する規定を準用するものとする。

二、検事のなした勾留の期間は一箇月とし特に継続の必要があるときは区検察庁検事は検事正の許可、地方検察庁検事は検事長の許可を受けて一箇月毎に勾留の期間を更新することが出来るものとする。但し通じて三箇月を超えることが出来ないものとする。

三、検事が証人、鑑定人、通事及び翻譯人を訊問する場合には宣誓をさせることが出来ないものとする。

第二十一 司法警察官にもある程度の強制捜査権を認めること。但し、勾留の期間は十日を限度とすること。この場合においては速かに検事の指揮を受けることを要するものとし且つその勾留日数は検事が為す勾留日数に通算するものとなすこと。

附帯決議

司法警察官は之を検察庁の所屬に移すべきものなるもその適當なる時期に至るまで検察庁は司法警察官に対する指揮監督及びその教養訓練を嚴にし捜査の適正と迅速とを

期すべきものとする。

第二十二 現行犯に関する強制処分についての規定は整理して捜査の章に移すこと。

現行犯の場合には、令状なくして犯人の逮捕、身体の搜索及び現場における押収、搜索、検証を行ふことが出来るものとする。

(公訴)

第二十三 公訴種は検事がこれを行ふものとする原則は現行法通りとすること。

第二十四 告発にかかる事件についても検事はその処分の結果を告発人に通知するものとする。 (刑訴第二九四条参照)

第二十五 公訴を提起しない処分をした場合において告訴人又は告発人の請求があつたときは検事はその理由を告げなければならぬものとする。

第二十六 いわゆる人権蹂躪事件について検事の不起訴処分に対し事件を公判に付する裁判を求める手続を次の要領により認めること。

一、刑法第一九三条乃至第一九六条の罪について告訴人又は告発をなした者が検事の不起訴処分に不服があるときは、一定の期間内に検事の職務執行地を管轄する地方裁判所に対し事件を公判に付する裁判を請求することが出来るものとする。

二、裁判所は事實を取調べた後請求を理由あるものと認めるときはその罪について公判に付する決定をするものとする。

前項の場合において公訴の維持は裁判所の指定した弁護士がこれを行ふものとする。この場合にはその弁護士を公務員とみなすものとする。

三、請求をするについては原檢察庁の検事に請求書を提出するものとし、前の不起訴処分を取消して公訴を提起する機会を檢察に与えるものとする。

(豫 審)

第二十七 豫審はこれを廃止すること。

(公判準備)

第二十八 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間に置くべき猶豫期間を延長して七日とすること。(刑訴第三二一条参照)

第二十九 第一回公判期日の取調準備のため裁判所は当事者の請求により証人、鑑定人、通事又は翻譯人に対して召喚状を発するものとする。

前項の請求を却下する決定をするには公判期日において当事者の意見を聞かなければならないものとする。

第三十 第二回以後の公判期日の取調準備のためには裁判所は当事者の請求により又は補充的に職権によつて次の手続をなすことができるものとする。

一、証人、鑑定人、通事又は翻譯人に対して召喚状を発すること。

二、証拠物又は証拠書類の提出を命ずること。

三、鑑定若しくは検視をなさしめ、又は押収搜索若しくは検証をなすこと。

四、公務所等に照会して必要な事項の報告を求めること。

前項の請求を却下する決定をするためには公判期日において当事者の意見を聞かなければならないものとする。

(公判手続)

第三十一 証拠裁判主義(刑訴第三三六条参照)及び自由心証主義(同第三三七条参照)の規定は現行法通りとすること。但し、「何人も自己に不利な唯一の証拠が本人の自白である場合には有罪とされ又は刑罰を科せられない」(憲法草案第三五条第三項参照)ものとする。

第三十二 証拠能力に関する規定をほほ次のような趣旨に改めること。

一、証拠は左に掲げる場合を除く外原則として公判期日において直接に取調べたものに

限るものとする。

(一) 公判期日に於て証拠を直接に取調べるができない場合又は著しく困難な場合において、これに代る検証調書、訊問調書、鑑定調書、鑑定書その他の証拠書類。

(二) 公務員が職権で証明することができる事実について公務員が作つた書類。

(三) 前項の事実について外国の公務員が作つた書類であつてその真正なことの証明があるもの。

二、証人その他の者の供述又はその供述を録取した書類はその供述に際して被告人にその訊問の機会が与へられた場合でなければ原則としてこれを証拠とすることができないものとする。(憲法草案第三四条第二項)

三、証拠とすることについて訴訟關係人に異議がないときは一及び二の制限によることを要しないものとする。

四、「強制、拷問若しくは脅迫の下での自白又は不当に長く抑制若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない」ものとする。(憲法草案第三五条第二項参照)

第三十三

証人能力のない証拠の提出又はその証拠調については当事者は異議を申立てることができるものとする。

第三十四 証拠を提出するには提出すべき証拠の標目をあらかじめ相手方(被告人に弁護人があるときは弁護人)に通知しなければならないものとする。

前項の通知があつたときは相手方はその証拠を閲覧又は謄写することができるものとする。

前項の規定による閲覧の機会が与へられなかつた証拠については、相手方は著しく不利益を受けることを理由としてその提出につき異議を申立てることができるものとする。

第三十五 証拠調に関する規定を次のような趣旨に改める。

一、当事者は証拠調の請求をすることができるものとしこの請求があつたときは裁判所は当事者の意見を聞いてこれを許すかどうかを決定すべきものとする。

裁判所は必要と認めるときは職権により証拠調をすることができるものとする。

二、当事者の申出た証人、鑑定人、通事又は翻訳人は当事者の双方がこれを訊問すべきものとし、その順序はこれを申出た当事者を最初とするものとする。

裁判長又は陪審判事は必要と認めるときは何時でも補充的に自ら訊問することができるものとする。

裁判所が補充的に職権によつて喚問の決定をした証人、鑑定人通事又は通訳人は裁判長又は陪審判事が先づこれを訊問すべきものとし、当事者にもその訊問の機会を与えなければならないものとする。

三、証述書類はこれを出した当事者が朗読するものとし裁判長は自ら朗読し又は裁判所書記をして朗読させることができるものとする。

四、証拠物はこれを出した当事者が相手方に示すものとし、裁判長は自らこれを示し又は裁判所書記をして、これを示させることができるものとする。

第三十六 被告人訊問は先づ検事がこれを行ふものとし弁護人もこれを行ふことができるものとする。

裁判長又は陪審判事は必要と認めるときは何時でも補充的に自ら訊問することができるものとする。

第三十七 公判期日における手続の順序はほほ次のようにすること。

一、裁判長による被告人の人達の有無を確かめるための訊問。

二、検事による被告事件の要旨の陳述

三、公訴事実に対する被告人の意見の陳述

四、被告人訊問及び証拠調。

(一) 被告人訊問及び検事の申出た証拠調。

(二) 被告人又は弁護人の申出た証拠の証拠調。

(三) 裁判所が職権によつて決定した証拠調。

五、当事者の弁論

(公判の裁判)

第三十八 公判の裁判の種類は現行法通りとすること。

第三十九 有罪判決の判決書には罪となるべき事実、これを認めた理由及び法令の適用を示さなければならないものとする。

(控訴)

第四十 控訴については全部現行法通りとすること。

(上告)

第四十一 左の場合には第二審の判決に対して上告することができるものとする。

一、原判決が憲法に違反すること又は原判決において法律、命令、規則若しくは処分が憲法に適合するかしないかについて不当な判断をしたことを理由とするとき。

二、前号の場合を除く外法令の違反を理由とするとき但し、その違反が判決に影響を及ぼさないことが明白な場合を除く。

第四十二 第四十一の一の場合には第一審の判決に対して控訴をしないで上告することが出来るものとする。

第四十三 上告裁判所は上告趣意書、答弁書その他の書類によつて上告の理由がないことが明白な場合には弁論を経ないで判決で上告を棄却することが出来るものとする。

第四十四 上告審では事実の審理を行はないものとする。

第四十五 原判決が憲法に違反したことを理由とする上告を理由があるものと認めた場合においてその違反が判決に影響を及ぼさないときはその違反した部分を破毀するものとする。

(抗 告)

第四十六 再抗告はこれを認めないものとする。

第四十七 高等裁判所の決定に対しては抗告することができないものとし高等裁判所に異

議の申立を許すものとする。

第四十八 他に不服申立の方法のない決定については原決定若しくはその手続が憲法に違反したことを理由とするとき又は原決定において法律、命令、規則若しくは処分が憲法に適合するかしないかについて不当な判断をしたことを理由とするときに限り最高裁判所へ不服の申立をする途を開く。

(憲法問題について最高裁判所の裁判を求める手続)

第四十九 下級裁判所は、適用すべき法律命令若しくは規則又は判断すべき処分が憲法に違反する疑いがあるときはその点について最高裁判所の裁判を求めることができるものとする。

(大審院の特別権限に属する訴訟手続)

第五十 大審院の特別権限に属する訴訟手続はこれを廃止すること。

(再 審)

第五十一 被告人に不利益な再審(第四八六条等)はこれを廃止すること。

(略式手続)

第五十二 略式手続はこれを廃止すること。なお簡易裁判所の新設と關聯し簡易手続を考

へること。

(裁判の執行)

第五十三 貧困者のため訴訟費用の支払を免除することができるものとする。
この場合には判決の言渡をなした裁判所に対して申立をするものとする。

(私 訴)

第五十四 私訴はこれを廃止すること。

(昭二一、九、一一、刑、別、印)

刑事訴訟法改正要綱案の修正案

一 第三について

- (1) 二の第一項中「及び司法官試補の外弁護士試補」を削ること。
- (2) 二の第二項中「なお簡易裁判所の管轄に属する事件の」を削り、「困難な場合に限り」の下に「司法官試補、弁護士、試補及び」を加へること。
- (3) 三の第一項及び第二項を左の如く改めること。

「官選弁護人には旅費、日当、止宿料及裁判所の相当と認めた報酬を支給するものとする。」

前項の旅費、日当、止宿料及報酬は訴訟費用の一部とすること」

二 第四について

第四を左の如く改めること。

「特別の事情があるときは裁判所は弁護人の数を三人までに制限することができるものとする。」

三 第五について

第一項中「裁判所又は検事」を「裁判所、検事又は司法警察官」と改めること。

四 第十四について

一の中「地方裁判所又は簡易裁判所」を「勾留状を発した裁判所」に改めること。

第一 刑事補償法第一條第一項及び第二項の場合の外、被疑者その他の者が刑事手続において、不法に拘禁されたときは、国は、その者に対して、拘禁に因る補償をするものとする。

前項の補償の請求は、釈放の日から六十日以内にこれをしなければならぬものとする。 (参照、刑補九条)

本人の故意又は重大な過失に因る行為が、拘禁の原由となつたときは、第一項の補償をしないことができるものとする。 (参照、刑補、四條二項、三項、要綱案第五)

第二 被疑者その他の者が、刑事手続において、その公務員から暴行又は陵虐を受け、そのために死傷に至つたときは、国は、その者に対して補償をするものとする。

前項の補償の請求であつて、傷害を受けたことを原由とするものは、傷害を受けた日から、その者が拘禁中であるときは釈放の日から、死に至つたことを原由とするものは、遺族が、その原由を知つた日から、六十日を経過したときは、これを行うことができないものとする。 (参照、刑、補、九条)

第一項の補償においては、裁判所が相当と認める補償金を交付するものとする。

(参照、刑、補五條三項)

第三 第一の第一項又は第二の第一項の補償を受けようとする者は、補償の原由である事実が生じた地を管轄する地方裁判所に対して補償の請求をしなければならぬものとする。 (参照、刑、補六條一項)

第四 第一の第一項又は第二の第一項の補償の請求に関する事件が繫屬中に補償の原由である事実について公訴の提起があつたときは、その裁判確定まで、決定の手續を停止しなければならぬものとする。第一の第一項又は第二の第一項の補償の原由である事実に対する刑事事件が繫屬中に、第一の第一項又は第二の第一項の補償の請求があつたときは、又同様とするものとする。

前項の場合において、被告人に対して、犯罪の証明又は嫌疑がないとして無罪又は免訴の言渡があつたときは、補償の請求はその効力がなくなるものとする。 (参照、刑補一五條一項二項)

第五 刑事補償法第四條、第一項乃至第三項の場合においては補償をしないことができるものとする。 (参照、要綱案第一の第三項)。

第六 刑事補償法第五條第一項、第二項及び第一の第一項の補償金は一日二十円以内とする。

ること。

第七 数個の原由によつて、補償を受けることができる者がある場合において、数個の管轄裁判所があるときは、刑事訴訟法第二条乃至第七条の例によるものとする。

第八 同時に、数個の原由に因る補償の請求があつたときは、刑事補償法第一条第一項、第二項、第一の第一項又は第二の第一項の区分に従つて、主文を区別して、決定をしなければならぬものとする。 (参照、刑補十条三項)

第九 裁判所が刑事補償法第一条第一項又は第二項の補償の決定をしたときは、その決定を受けた者の申立によつて、速かに、無罪又は免訴の裁判の主文及び要旨、並びに補償をしたことを官報又は新聞紙に掲載しなければならぬものとする。 (参照、刑補十九条刑訴五一五条)

参照条文

憲法改正草案第十条、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

同第十一条、この憲法が国民に保障する自由及権利は、国民の不断の努力によつてこれ

を保持しなければならない。

又国民は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

同第十二条、すべての国民は、個人として尊重される。生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。

第十 裁判所は事実の取調をするに当つて、証人訊問、押収、搜索、検証、鑑定等を行うことができるものとし、この場合においては、刑事訴訟法中の証人訊問、押収、搜索、検証、鑑定等に関する規定を準用するものとする。

(昭二一、九、一〇、刑別印)

刑事補償法の一部を改正する法律案の要綱(案)

第一 刑事補償法第一条第一項及び第二項の場合の外、刑事訴訟法による通常手続又は再

審若しくは非常上告の手續において、無罪の言渡を受けた者が、現行犯人として逮捕され、勾引状の執行を受け又は刑事訴訟法第二百二十二条第三項の規定による留置をうけた場合には、国は、その者に対して、抑留又は拘禁による補償をするものとする。

第二 刑事補償法第一条第一項及び第一の規定により補償を受くべき場合において、補償の原田である抑留又は拘禁を理由として、被害者より国に対し、民事上の損害賠償を請求できる場合には、これを請求することを妨げないものとする。但し、民事上の損害賠償請求訴訟において、請求を認める確定判決があつたときは、刑事補償法第一条第一項及び第一の規定による補償は、これをしないものとする。

第三 刑事補償法第四条第一項乃至第三項の場合においては、補償をしないことができるものとする。

第四 刑事補償法第五条第一項、第二項及び第一の補償金は一日二十円以内とすること。

第五 裁判所が補償の決定をしたときは、その決定を受けた者の申立によつて、速かに、無罪の裁判の主文及び要旨並に補償をしたことを官報又は新聞紙に掲載しなければならぬものとする。

第六 裁判所は、事實の取調をするに当つて、証人訊問、押収搜索、検証、鑑定等を行うことができるものとし、この場合においては、刑事訴訟法中の証人訊問、押収、搜索、検証、鑑定等に関する規定を準用するものとする。

恩赦法要綱案

(昭二一、八、七、刑別印)

第一 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除、及び復権は、本法の定めるところによるものとする。

第二 大赦は、天皇の認証を経た政令を以て罪の種類を定めてこれを行ふものとし、その效力は恩赦令と同様とすること。

第三 特赦は、刑の言渡を受けた特定の者に対して、天皇の認証を得て、これを行うものとし、将来に向へて刑の言渡の效力を失はしめるものとする。

第四 減刑は刑の言渡を受けた者に対して、天皇の認証を経た政令を以て、罪若しくは刑の種類を定めて、これを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対して、天皇の認証

を得てこれを行ふものとし、その効力は恩赦令と同様とすること。

第五 刑の執行の免除は、刑の言渡を受けた特定の者に対して天皇の認証を得てこれを行ふものとし、将来に向つて刑の執行を免除するものとする。

第六 復権は、刑の言渡を受けたため、法令の定めるところによつて、資格を喪失し、又は停止された者に対して、天皇の認証を経た政令を以て、要件を定めて、これを行い、又は特定の者について天皇の認証を得てこれを行ふものとする。但し、刑の執行を終らない者、又は執行の免除を得ない者に対しては、この限りでないものとする。

第七 復権は、将来に向つて資格を回復するものとする。

復権は、特定の資格について、これを行ふことができるものとする。

第八 特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権について、天皇の認証があつたときは、司法大臣は、刑の言渡をした裁判所に対して置かれる検察庁の検事に、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を送付して、これを本人に下付させるものとする。

恩赦法要綱案

(昭二一、九、一〇)

第一 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権は、本法の定めるところによるものとする。

第二 大赦は、天皇の認証を経た政令を以て、罪の種類を定めてこれを行ふものとし、その効力は恩赦令と同様とすること。

第三 特赦は、刑の言渡を受けた特定の者に対して、天皇の認証を得てこれを行ふものとし、将来に向つて刑の言渡の効力を失はしめるものとする。

第四 減刑は、刑の言渡を受けた者に対して、天皇の認証を経た政令を以て罪若しくは刑の種類を定めて、これを行い、又は刑の言渡を受けた特定の者に対して、天皇の認証を得てこれを行ふものとし、その効力は恩赦令と同様とすること。

第五 刑の執行の免除は、刑の言渡を受けた特定の者に対して、天皇の認証を得てこれを行ふものとし、将来に向つて刑の執行を免除するものとする。

第六 復権は刑の言渡を受けたため、法令の定めるところによつて資格を喪失し、又は停止された者に対して、天皇の認証を経た政令を以て、要件を定めて、これを行い、又

は特定の者について、天皇の認証を得てこれを行ふものとする。但し刑の執行を終らない者又は執行の免除を得ない者に対しては此の限りでないものとする。

第七 復権は将来に向つて資格を回復するものとする。

復権は、特定の資格について、これを行ふことができるものとする。

第八 特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権について、天皇の認証があつたときは、司法大臣は刑の言渡をした裁判所に対して置かれる検察庁の検事に、特赦状、減刑状、刑の執行の免除状又は復権状を送付して、これを本人に下付させるものとする。



法務図書館



001413137